

令和4年 第3回松田町議会定例会 会議録 (第1日目)

令和4年9月6日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	唐 澤 一 代	2 番	古 谷 星工人	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由里子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 まさ子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
10 番	齋 藤 永	11 番	寺 嶋 正	12 番	大 館 秀 孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 14人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	依 田 貞 彦
参事兼政策推進課長	鈴 木 英 幸	総 務 課 長	早 野 政 弘
税 務 課 長	山 岸 裕 子	町 民 課 長	川 本 博 孝
福 祉 課 長	椎 野 晃 一	子 育 て 健 康 課 長	石 渡 由 美 子
観 光 経 済 課 長	柳 澤 一 郎	参事兼まちづくり課長	高 橋 英 雄
環 境 上 下 水 道 課 長	渋 谷 好 人	教 育 課 長	遠 藤 洋 一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	石 井 友 子	書 記	島 秀 明
---------	---------	-----	-------

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 町長の行政報告

日程第 4 議長の諸般報告

日程第 5 一般質問

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。一頃の暑さも一段落し、過ごしやすくなってきた今日この頃ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、この会期中も感染予防に努めていきたいと思っております。

さて、去る8月30日、松田町告示第78号により令和4年第3回松田町議会定例会の招集がされましたので、その旨を議員各位に通知しましたところ、本日は定刻までに御参集頂き、ここに本定例会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

この定例会会期中も、引き続き新型コロナウイルス感染予防を継続します。傍聴席は離隔2メートル以上を確保し、10席としております。マスクの着用、くしゃみ・せき・発熱の方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などをお願いいたします。議員並びに町長以下職員もマスクの着用を許可しますが、円滑な議事進行のため、また議事録作成のため、発言の際は内容が明確に伝わるようにマイクなどを活用して発言してください。また、議場は閉鎖された場所であり、長時間いることは感染リスクが高まりますので、町長の議案に対する説明などは今まで以上に的確かつ分かりやすく行い、議員各位におかれましても要点を明確にして質問をして、時間短縮に努めてください。休憩中は窓を開けるなどして換気を行ってください。また、職員が感染した場合の行政の停滞などの影響を考慮して、町長から委任された課長職の出席は、説明・答弁に支障がない範囲で必要な人員とします。

なお、クールビズ期間中であり、適宜上着の着脱をして結構です。また、ICTを活用した議会実現のため、この議会では議場におけるスマートフォン・タブレット等の持込み、議事に関連する事項での使用を試験的に許可しておりますので御理解ください。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名であります。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和4年第3回松田町議会定例会の開会を宣します。

それでは直ちに本日の会議を開きます。(9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長から指名いたします。

5番 田代実君、6番 井上栄一君の両名をお願いします。

議 長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

本定例会を開催するに当たりまして、去る9月2日に議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長平野由里子君。

議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和4年第3回松田町議会定例会の招集に当たり、9月2日午前9時より役場4階大会議室におきまして、委員6名中全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は本日9月6日から9月15日までの10日間とさせていただきます。本会議は、9月6日、7日、8日と14日の4日間といたします。15日は予備日といたします。

次に、審議内容について申し上げます。本会議1日目の本日9月6日は、日程第1「会議録署名議員の指名について」から、日程第5「一般質問」受付番号7番までを行います。

本会議2日目の7日は、一般質問の残り、受付番号8号、平野由里子を行い、

一般質問終了後に休憩を取り、大会議室において議会全員協議会を開催します。午後は日程第6「承認第3号専決処分の承認を求めることについて（令和4年度松田町上水道事業会計補正予算（第2号）」から、日程第13「議案第37号令和4年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」までを行います。

承認第3号専決処分の承認を求めることについて（令和4年度松田町上水道事業会計補正予算（第2号））は、上茶屋送水ポンプ場の定水位弁について故障が発生し、配水池への送水に支障をきたしており、断水事故の未然防止の観点から緊急で更新工事を行う必要があるため、8月10日に専決処分をしたものですので、即決でお願いいたします。

議案31号松田町西平畑公園の管理に関する条例は、都市公園法及び松田町公園条例に定めるもののほか、持続可能な地域振興に寄与することを目的として、松田町西平畑公園の管理に関し、必要な事項を定めるものであります。新規条例ですので、質疑の後、産業厚生常任委員会に付託いたしますので、審査をお願いいたします。

議案第32号松田町公園条例の一部を改正する条例は、松田町立公園の健全で持続可能な発達を図るため、その管理に関し所要の改正をするものです。議案第31号にも関連するので、産業厚生常任委員会に付託いたしますので、これも審査をお願いいたします。

議案第33号松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う育児休業の取得回数制限の緩和等に関し、国家公務員に準じた措置を講じるため、条例の一部を改正するものです。即決でお願いいたします。

議案第34号松田町税条例の一部を改正する条例は、令和4年度税制改正による地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。こちらも即決でお願いいたします。

議案第35号令和4年度松田町一般会計補正予算（第3号）から議案第37号令

和4年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は補正予算ですので、十分な質疑を行い、即決でお願いいたします。

本会議3日目、8日は、日程第14「認定第1号令和3年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第22「日程第9号令和3年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」までを一括上程し、代表監査委員に審査報告をしていただきます。その後、一般会計歳入歳出決算の細部説明を担当課長からしていただき、質疑までを行います。その後、一般会計決算審査特別委員会を設置し付託いたしますので、詳細質問は特別委員会でお願いたします。また、議長におかれましては、オブザーバーとして特別委員会へ出席していただきます。午後は、決算に伴う主要工事箇所現地視察を行います。終了後、委員会活動日といたしますので、各委員長の指示に従ってください。

9日は委員会活動日といたします。こちらも各委員長の指示でお願いいたします。

10日の土曜日、11日の日曜日は休会といたします。

12日は一般会計決算審査特別委員会を開催します。係長職以上の職員に出席していただき、一日をかけて審査いたしますので、よろしくお願いたします。

13日は委員会活動日とします。各委員長の指示でお願いいたします。

本会議4日目の14日は、一般会計決算審査特別委員会に付託する認定第1号の特別委員会報告を行い、日程第15「認定第2号令和3年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定」から日程第22「認定第9号令和3年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」までの審議を順次行います。その後続いて、日程第23「報告第2号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」、日程第24「報告第3号有限会社みやまの里の経営状況について」を行い、閉会の予定です。

なお、本議会は定例会でありますので、会期中に追加議案などが提出された場合は審議をお願いいたします。

また、陳情につきましては2件の提出があり、机上配付となりましたので御

高覧ください。

以上で委員会報告を終了いたしますが、不明な点がございましたら、私のほかにも委員がおりますので、補足説明をお願いしたいと思います。

議 長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、令和4年第3回松田町議会定例会の会期は、本日9月6日から9月15日までの10日間と決定いたしました。

議 長 日程第3「町長の行政報告」に入ります。

町 長 皆さん、おはようございます。議長のお許しを頂きましたので、少しお時間を頂いて行政報告をさせていただきます。本日より10日間という第3回議会定例会、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

9月に入り、ようやくさわやかな秋の風を感じる今日この頃でございますが、議員各位におかれましてはますますの御健勝のことと、心からお喜びを申し上げます。

さて、去る8月30日に令和4年第3回松田町議会定例会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては公私にわたり大変御多用の中、議員全員の御出席を頂き、ここに本定例会が開催できますことを、まずもって御礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは議会に先立ち、貴重なお時間を拝借いたしまして、日を追って、新型コロナウイルス感染症総合対策や要望関係など、行政運営の一端を御報告をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染状況について、8月末までの感染状況を申し上げますと、本町における陽性者につきましては、3年前からの集計の全数が8月末現在で1,026人でございました。令和4年7月に179人、8月が388人となりましたので、この2か月間だけの合計が567人、全体のうち55.3%の陽性者が報告され、増加傾向となっております。先週初めより1日1桁の人数とな

っておりますが、危機意識を継続し、感染拡大防止対策を行ってまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種状況についてお知らせをいたします。まず、3回目の接種状況でございますが、9月1日時点での数値にて申し上げますと、12歳以上について、3回目の接種対象者が8,797人のうち7,477の方が接種を完了されております。率にいたしまして85%となっております。ちなみに、12歳以上の全対象者1万390人での接種率は72%となっております。また、3月19日からワクチン接種を開始いたしました5歳から11歳までの子供たちの接種率につきましては、対象者450名に対し、2回目の接種完了者は89名、率にいたしまして19.8%となっております。4回目の接種については、60歳以上の方と18歳以上の基礎疾患をお持ちの方のうち、3回目の接種完了から5か月を経過した方が接種の対象となっておりますので、接種券の発送を5月25日より開始しております。また、医療従事者と高齢者施設従事者等においても7月末より4回目接種の対象となり、御希望される方については順次接種を進めているところでもございます。60歳未満を対象とした接種につきましては、国・県から示しがあつた際、適宜お伝えをしております。

次に、要望関係になります。7月22日に足柄上地区1市5町の首長と知事との地域別首長懇談会において、県に対する施策や補助事業等の支援など要望を行いました。今年の中井町役場において開催され、黒岩知事以下、県幹部職員が出席の下、各首長から各自治体の課題等について、私はその際、政党要望等と同じ3項目を県に対し要望させていただきました。1つ目に、県と1市5町の広域市町が一体となった企業誘致等による人口増加策。2つ目に、観光客を増やすための新たな観光資源の開発に係る様々な許認可等の調整支援。3つ目に、新松田駅周辺整備基本構想・基本計画の実現に向け多様な支援と同時に、駅周辺整備に合わせた県道711号御殿場線アンダー部分の改良事業の早期実現を要望いたしました。

続いて、7月25、27と、8月1日の3日間において開催された神奈川県議会各政党県議団、並びに各会派の皆様に対し継続要望として、県知事への要望以外の内容といたしましては、1つ目に、ヤマビルや有害鳥獣被害対策では、住

民生活や観光客への被害が毎年増大する中で、ヤマビル対策部会の設置、有害獣の捕獲・保護に伴う先進的対策の情報共有、生活環境整備等に係る継続的な財源支援。2つ目に、令和8年度に計画期限を迎える、県独自の施策であります水源環境保全・再生施策大綱の計画期間の延長、森林環境譲与税の活用では、県内都市部との木材有効活用マッチング体制の構築。3つ目に、災害に強い河川環境整備の推進について、災害の規模拡大に対し流域住民の生命・財産を守るため、引き続き計画的な河床整理の促進や、富士山噴火時の洪水対策という観点からも、河床整理及び河川の継続的な維持管理。4つ目に、足柄上病院の産科に関する医療体制の確保について、産科や小児科など医療体制の充実、並びに足柄地域での分娩可能な医療機関数の増加、医療ニーズに対応した産科の再開が可能となる体制や整備。5つ目に、学校教育に係る人的支援ですが、新しい授業形態への支援や教員のスキルアップの向上を行うため、ICT支援員の継続的な配置と、その財源措置の拡充について継続要望させていただきました。今後は、町民の生命と財産を守るために必要な施策を要望いたしましたので、実行していただくよう継続的に働きかけてまいります。

それでは、行政報告について、日を追って詳細に報告させていただくところですが、さきにお配りさせていただいている公務報告にて一部割愛させていただき、主な行事についてのみ御報告をさせていただきますことを御了承願います。

初めに、神奈川県内の町村として初めてSDGs未来都市に選定された本町の事業の一つとして、7月5日より、町民の皆様や企業・団体など、本町に係る町内外の全ての皆様が取り組みたい活動内容などを登録し、その活動を一緒に応援したい人とのマッチングなどができる専用サイトとして「SDGs推進プラットフォーム」を開設いたしました。このプラットフォームを通じて地域活動を発信・共有することで、暮らしや生活の中で結びつかなかった人々が、SDGsを共通言語としてつながることが可能となり、地域課題の解決や地域活動に参加し、お互いに協力し合い町民の皆様が主役のまちづくりがさらに進み、全てではありませんが、人材不足などによる課題の解決が進むことを

期待をしているところでもございます。

次に、7月20日にて、富士山と相模湾を一望できる町の地域資源、西平畑公園内の自然館から徒歩5分の個人所有地約1,700平米の畑に、町の新たな名所「コキアの里」として、地域住民の方々の主催により4年目となる植樹会が開催され、ボランティアで集まった15名の方が御参加を頂きました。このコキアは球状の樹形に成長し、夏は鮮やかな緑色に、秋には赤色から黄金色に変化をいたします。今後も、町民や松田町のファンの皆様と一緒に、年間を通じて地域資源の松田山の様々な魅力を発信し、ポストコロナ時代においても、多くの交流人口や関係人口の獲得にも取り組んでまいります。

次に7月27日、安全・安心のまちづくりの推進のため、企業との相互連携強化を目的に、災害時に関する協定を公益社団法人神奈川県産業資源循環協会と締結いたしました。今回の締結は、地震等の大規模災害時における災害廃棄物の処理に関する業務を、円滑かつ迅速に進めるためのものがございます。引き続き災害復旧の能力向上に取り組んでまいります。

続きまして、8月6日の広島、8月9日における長崎での原爆犠牲者の慰霊と核兵器廃絶、世界の恒久平和の願いを込め、6月1日から7月15日までの間、お休み処新松田や、役場庁舎、生涯学習センターにおいて町民の皆様の御協力を頂き、昨年同様約2万羽の折り鶴が集まり、7月27日に広島市、長崎市にお送りしたところでもございます。御協力を頂きました皆様に厚く御礼を申し上げる次第でございます。

続いて、8月27日に予定しておりました第43回まつだ観光まつりについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、誠に残念ながら中止となりましたが、3年ぶりに打ち上げられました、開成町との合同の「あしがら花火大会」では、今年の夏休みの最後を飾る花火1,500発を約2万6,000人の方々に楽しんでいただきました。今年も、結果的に中止になった観光まつりやあしがら花火大会の開催に向けて、町観光協会や実行委員会、花火に御協賛くださった方々など、多くの関係者の皆様の多大な御協力を賜りましたことに対しまして御礼を申し上げる次第でございます。

次に9月3日には、コロナ禍での新しい生活様式を支援するための取組として、町民の元気づくり事業の感染症対策を徹底し、スポーツ振興及び青少年の健全育成を目的とし、午前は成長期のスポーツ選手の栄養についての講演会を生涯学習センター大ホールで、午後からは野球教室を酒匂川町民親水広場で開催をいたしました。講演会は、子供から大人まで約150名、野球教室では100名を超える方々に御参加を頂きました。講演には、町ふるさと大使であります元横浜高校硬式野球部監督の渡辺元智さんと、元智さんの次女であります、横浜高校野球部の寮母を20年間お務めされた元美さんをお招きして、野球に関する様々な指導や人生経験を通じて、人としての生き方などの助言を頂きました。今後も新しい生活様式の中で、町民の皆様への元気づくり事業に取り組んでまいります。

次に、9月4日に予定をしておりました令和4年度の松田町総合防災訓練につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とさせていただきます。なお、当日は防災の日として、家庭内の備蓄品の確認や、家族間の緊急時の連絡と行動の確認など、家族や個人で防災を考える日としていただけるようお願いをいたしました。今後、いつ起こるか分からない様々な災害に対しての準備や備えについて、町民の皆様が安心して暮らせるよう、引き続き取り組んでまいります。

それでは、この定例会に付議いたしました案件を申し上げます。まず、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（令和4年度松田町上水道事業会計補正予算（第2号））につきましては、上茶屋送水ポンプ場の定水位弁について故障が発生し、配水池への送水に支障を来しており、断水事故の未然防止の観点から緊急で更新工事を行う必要があるため、8月10日付で専決処分による補正を行いましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分の承認を求めるものでございます。

議案第31号松田町西平畑公園の管理に関する条例につきましては、都市公園法及び松田町公園条例に定めるもののほか、持続可能な地域振興に寄与することを目的として、松田町西平畑公園の管理に関し必要な事項を定めるため提案

するものでございます。

議案第32号松田町公園条例の一部を改正する条例につきましては、松田町立公園の健全で持続可能な発達を図るため、その管理に関し所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第33号松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う育児休業の取得回数制限の緩和等に関し、国家公務員に準じた措置を講じるため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第34号松田町税条例の一部を改正する条例につきましては、令和4年度税制改正による地方税法の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第35号令和4年度松田町一般会計補正予算（第3号）については、地方交付税及び臨時財政対策債について、令和4年度の歳入見込額が決定したことや、新型コロナウイルス感染症に伴う地方創生対応臨時交付金充当事業、並びにコロナウイルスワクチン接種対策事業、前年度繰越金の確定により補正するものでございます。

議案第36号令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、国民健康保険団体連合会とデータの送受信を行うシステムの改修費として、「国保連合会負担金」及び同額の県補助金や、前年度繰越金の確定に伴い補正するものでございます。

議案第37号令和4年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、令和3年度決算額が確定したため、介護給付に対する特定財源の精算償還や、町一般会計からの繰入れ、決算繰越金などに伴い補正するものでございます。

続きまして、認定第1号から認定第9号でございます。令和3年度一般会計と7特別会計、また上水道事業会計の決算の認定等をお願いしているほか、そ

の他報告案件として、健全化判断比率及び資金不足比率の報告、有限会社みやまの里の経営状況について、報告案件が2件でございます。

また、本定例会中におきまして、追加議案を予定をしております。令和4年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事について、ヤンテック株式会社との間で工事契約の仮契約を締結いたしました。本定例会に追加議案として御提案させていただきますので、その節には何とぞよろしくお願いいたします。

以上、提案させていただく各案件につきましては、議事の進行に伴い、私をはじめ副町長、教育長、担当課長より御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決議賜りますようお願い申し上げます。

以上が私の行政報告となります。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の行政報告を終わります。

議 長 日程第4「議長の諸般報告」に入ります。

この報告は、令和4年第2回議会定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。以上で議長の諸般報告を終わります。

一般質問に入る前にお諮りいたします。本定例会も一般質問の放映に向け、録画を実施したいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。御了承頂けましたので、本定例会で一般質問の試験録画をいたします。事務局は録画の準備をしてください。

議 長 日程第5「一般質問」に入ります。

一般質問は通告順に行います。受付番号第1号、寺嶋正君の一般質問を許します。登壇願います。

11番 寺嶋 皆さん、おはようございます。それでは一般質問を行わせていただきます。受付番号第1号、質問議員、11番 寺嶋正。件名、物価高騰などに伴う町民の

負担軽減を。

原油価格や物価高騰により、町民の生活は大変になっています。そこでお伺いします。

(1) 65歳以上の世帯へ町共通商品券の給付、出産祝い金、食事券など、子育て応援給付や学校給食食材の物価高騰分の補填はどのように考えていますか。

(2) コロナ禍と物価・原材料の高騰による中小業者への支援、農業従事者や交通事業者への燃料費や、次ですけれども、飼料代の次に「等」を入れてください。飼料代等の補助はどのように考えていますか。

(3) 店舗リノベーション支援の補助制度の活用促進と、資源価格高騰対応による補助金上限額の引き上げはどのように考えていますか。

以上をお伺いいたします。

町 長 それでは、寺嶋議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

1点目の、65歳以上の高齢者及び子育て世帯への物価高騰による支援についてでございますが、現在行っている支援といたしまして、まず65歳以上の高齢者世帯に限定した町共通商品券の給付は行っておりませんが、全世帯を対象としたプレミアム商品券の発行や、6月補正にて、全世帯を対象とした水道料金基本料金の4か月分の減免を行い、各家庭の御負担を少しでも軽減できるよう取り組んでいるところでもございます。

また、75歳以上と妊産婦の方に限られておりますが、コロナ禍において移動手段の負担軽減を目的に、タクシーの初乗り料金の補助も継続しており、現在のところ75歳以上の高齢者2,032名のうち522名、25.7%、約4分の1の方が御利用されている状況でもございます。

子育て世帯につきましては、出産祝い金と近い形で、本年度より子育て応援給付金として、粉ミルクや紙おむつなど衛生用品が必要な0歳児、1歳児に対して、1人3万円の子育て応援給付金を当初予算に計上しており、さらには物価高騰により、まだまだ衛生用品が必要である2歳児にも給付できるよう、本年6月補正にてお認めを頂いているところでもございます。

また本年度より、小児医療費負担ゼロの対象となる年齢を18歳まで引き上げ、

保育所の利用者負担金は2人目の保育料無償化など、子育て世帯への支援強化を実施しているところでもございます。さらにはコロナ禍での支援として、児童扶養手当を受給されているひとり親世帯に、ひとり親家庭等支援金の給付を行っており、本年度はひとり親世帯だけでなく、町独自になりますが、ふたり親世帯の非課税世帯にも支援金の給付を行っております。

学校給食食材の物価高騰分の補填につきましては、町立幼稚園、小学校、中学校は、給食費保護者負担特別軽減措置補助金として、また、町内保育所については保育施設食育支援事業補助金として、コロナ禍による物価高騰分を町が全額負担することで、保護者の負担増加ゼロにすることを6月補正にてお認めを頂いております。

本9月議会においては、新型コロナの影響による生活支援といたしまして、当初プレミアム率20%で予定をしておりました町プレミアム商品券につきまして、プレミアム率をさらに10%増額し、プレミアム率30%の商品券として支援し、また、町内の福祉施設には福祉施設運営費助成金として、補正予算に提案しているところでもございます。今後、さらなる変化が生じる場合に備えて、常に情報収集に心がけ、必要に応じた支援を考えてまいります。

2点目の御質問にお答えをいたします。コロナ禍と物価・原材料費の高騰による中小業者への支援について現状を申し上げますと、町側から町商工会・商工振興会に対しまして現状を伺ったところ、新たな支援等に関する御意見や御要望は届いていないということを確認しております。

物価・原材料費高騰の影響が、町内で顕著化するのはいずれかと思われまじし、先ほど申し上げましたとおり、一般生活においても物価高騰の影響による負担増が見込まれるため、現在も継続的に行っている町プレミアム商品券事業のプレミアム率を10%増額することで、生活支援並びに地域経済対策に資する事業として9月補正に盛り込んでいることは、先ほど申し上げたとおりでございます。今後も国・県の支援、あるいは他市町村の動向も踏まえながら、関係団体との連携し、追加支援策を取りまとめたいと考えておりますので、継続した御理解を、御協力をお願いいたします。

また、農業従事者においては、幸いにも町内には大規模ハウス農家や畜産業者が存在していないため、燃料費や飼料代というよりは、主にミカンを中心とした果樹やキウイフルーツ、茶業に係る肥料の高騰が町内農家への打撃になると想定しております。肥料の高騰を受けた農業従事者支援につきましては、現在、国及び県が補助制度を準備し、要件を広く設定していることから、ほぼ全ての農業者が対象になると見込まれるため、町といたしましては農協と連携しながら、打撃を受けた町内農家を漏らすことなく申請につなげられるよう、周知の徹底や相談への対応で支援してまいりたいというふうにも考えております。

なお、町独自の農家支援策については、ミカンオーナー組合や茶業の組合、さらには農業委員会や農協など、農業関係者の声を直接お聞きしているところでもありますので、必要性や方法を見極め、予算措置等、しかるべき対応を図ってまいりたいとも考えています。

交通事業者への支援につきましては、令和4年6月補正にてお認め頂きましたとおり、コロナ禍における原油価格の高騰等により経済的に厳しい環境に置かれ、事業継続に影響が生じている路線バス事業者に対し、地方創生臨時交付金を活用し、感染症総合対策事業の路線バス事業者緊急経営継続支援として、地域公共交通の維持・確保及び経営支援を目的に、富士急湘南バス株式会社様に対し給付をいたしております。さらに、この9月補正において提案しておりますが、新松田駅を発着点とする路線バス事業者である、箱根登山バス株式会社様に対して給付を予定をしております。公共交通事業者には、町民や町への来訪者が安全・安心して利用できる環境整備と、利便性を維持していただくことが必要不可欠となりますので、町としても可能な限り支援していきたいというふうに考えております。

3点目の御質問にお答えいたします。本支援制度については平成30年度から始まり、例年1件から2件の利用がございます。今年度は上半期で予算枠が消化される見込みのため、9月補正にて増額計上を提案させていただいたところでもございます。これまでの利用は、空き店舗に新規出店される方の補助に偏っていましたが、制度上は、店舗の機能を向上させる改装なども対象として

おります。限られた予算ではありますが、新たな取組への準備なども御活用頂くために、今後も活用促進に向け広く案内させていただきます。なお、補助率を2分の1、上限を50万円としており、事業者への個別の補助制度としては非常に手厚いものであり、活用の状況も好調かつ利用者からの要望もないため、現時点では限度額の引き上げ等を行わず、現状維持で行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

11番 寺 嶋 それでは幾つか再質問をさせていただきます。

まず1点目はですね、町共通商品券の発行のことではありますが、9月補正ではプレミアム率30%の共通商品券を発行したいというような、追加発行するというようなことを回答がありました。このですね、発行枚数とか、それから枚数…発行冊数、あとは発行総額など分かりましたらですね、回答をお願いしたいと思います。

それとですね、今回商品券のことで質問したのはですね、高齢者の方は4月以降年金が減り、物価も上がったのでね、やっぱり高齢者世帯への負担軽減を図るための、何かそういうような枠が取れないのか、そういうことでお伺いしました。まずはその辺から質問します。

観光経済課長 それではお答えをさせていただきます。プレミアム商品券、今回の補正のお話もあるんですけども、まず当初予算でですね、発行の発売の総額、これを6,000万円と考えておりました。これをですね、今年度においては御案内のことと思いますが、2回に分けて実施をしていくということでございます。1回目ですね、先ほど申し上げた6,000万のうちの3,000万、これを1度目を6月から10月にかけてと、有効期間10月までなんですけども、この間でやらせていただいております。1回目はその3,000万の中で20%のプレミアですから、発行の総額としては3,600万です。これが今現在も続いておるところでございます。そしてですね、第2弾として今度10月から、こちらについては先ほど申し上げた残りの3,000万の販売総額になるんですけども、プレミアを加えますと今度は30%ですから、3,900万円の発行総額、これを予定をしております。10月から2月の末までということで、今現在商工振興会のほうで準備を進めてい

ただいておりますのでございます。

御質問の2点目でございます、高齢の方に対してというところでございますけれども、まず第1弾で発売させていただいた内容というのは、町内、町民の方に限定をさせていただいております。第2弾におきましてもですね、ちょっとどういった内容でいくかというのはまだ未定のところではありますが、今回少しプレミア率も上がるのでですね、ちょっとそこら辺はいろいろ検討させていただくのかなとは思っておりますけれども、今現在高齢の方に優先してとか、そういうお話というのはまだお伺いしておりませんので、今回こういった意見もあったということは、実施主体である商工振興会のほうにもお伝えをさせていただければと考えております。

11番 寺 嶋 商品券というのをを使う場合ですね、商品券は現金で買わなきゃいけないわけですね。そうした場合、やっぱりある程度生活に余裕がある方でないと、これ商品券をね、やっぱり使用する、使用して換金して使うというようなことなんですけれども、やっぱり使用することはね、なかなかできないんじゃないかと思うんですよ。今、大体ですね、町民の方に広く使ってもらうためにはですね、やっぱりその辺をですね、例えばですね、1人発行、1人の購入冊数を制限するとか、そういうことでですね、やっぱり広く町民の方に使ってもらう。そういうことで今まで大体何人ぐらいの方が利用したと、そういうような状況とかつかんでおりましたらですね、お知らせをしていただきたいと思います。以上。

観光経済課長 それではお答えさせていただきます。まず、広く町民の方に生き渡っていただきたいという思いは、当然担当としても同じでございます。議会の中でもですね、従来商品券事業をやったときに多々御意見を頂いてきたものと思います。こういった御意見を踏まえてですね、今年度は世帯ですね、1世帯当たりでの購入していただく限度を5万円とさせていただいております。従来これが10万円という、もう少し大きい枠であったんですけども、これを5万円と、今年度からさせていただいております。つきましては、より多くの方に御利用頂けているのかなというのが、今、実感しております。ちょっと具体の数字というのはすみません、何人の方がというところが調べの数字がございませんので、ちょ

っとそこはお答えできなくて恐縮なんですけど、一応そういうことで考えております。

11番 寺 嶋 それでは次ですが、出産祝い金、誕生祝い金なんですけども、町でもいろいろ子育て支援とか、最近では臨時交付金を使った子育て給付金などいろいろやっておりますが、この出産祝い金、誕生祝い金は特に今のところ考えていないようであります。ただね、県内を見ても1子、第1子、2子、3子ぐらいまで現金で給付している自治体もあれば、2子、3子、そういう限定して現金で給付している自治体もあります。あとは子育て商品券ですか、そういうことで商品券で支給してる自治体もありますので、やっぱりね、子育て支援でもいろいろ幅広くありますが、町では出産祝い金等は特に設けてないわけですね、その辺をですね、やっぱり子育て支援の観点からも出産祝い金をですね、ぜひ支給、補助をですね、していただきたいと思います。商品券でもいいし、あるいは特産品の進呈でもよいのではないかと思います、その辺の考え方についてお伺いします。

子育て健康課長 ただいまの出産祝い金についてのお話でございますが、出産祝い金としまして、加入されている保険組合から、まず出産一時金として1児、1人のお子さんに対して42万円は支給されております。いろいろな町でそのときに現金だとか商品券をお渡しされているというお話も伺っております。ただ、1回に、一遍にお金をとか、商品券をお渡しするよりも、今回初めてなんですけど、0歳と1歳、当初のときには0歳と1歳、2回に分けて現金を支給する、そういった方法を今回考えました。生まれたときに一遍にお金をもらうよりも、本当に必要なときにお渡しできるような方法ということで、分割ではないんですが、0歳児でも1歳児でも、ましてそれが第1子でも第2子でも第3子でも第4子でも、年齢でお渡しできるような方法を取りました。今年度6月の補正では、こういった物価高騰の影響があるため、衛生用品が必要な2歳児に対してもお渡しできるように、年齢の幅を0から2歳児とさせていただいて、その年齢になったら金額、3万円なんですけど、お手元に届くような方法で考えております。

11番 寺 嶋 出産祝い金についてはですね、確かに町のほうの回答としては、出産祝い金

と近いですね、出産祝い金、誕生祝い金、国保では出産育児一時金というのは確かに出てますけども、それは別の話だと思います。町で出産祝い金と近い形ですから、出産祝い金という位置づけじゃないんだよね。その辺のですね、やっぱり、ところで、確かに課長が言うように、子育て、0歳、紙おむつとかミルク代の生活用品とか、そういう0歳児、あるいは1歳児、1歳児には現金給付とかいろいろやっておりますけど、その辺のちょっと位置づけといたしますか、その辺がちょっとね、私の考えるところと違う、若干違うので、今、それ以上に考えてないのか。また再度お伺いします。

子育て健康課長 現金の支給については、先ほど申し上げましたそういったことだけです。それ以外に、直接ではございませんが、小児医療費のほうを年齢を引き上げたり、あとは2人目の保育の無償化とか、そういったところで御負担にならないような方法も考えております。

11番 寺 嶋 それでは次に伺います。学校給食費の補填といたしますか、これは6月に補正でね、262万円、手当てしたということで、年内はそれで足りるんじゃないかとか、追加の予算はないようですが、ただね、今回物価高騰などで新聞記事ではですね、9月の食品の値上げ品目が、9月は2,420品目、あるいは10月が6,532品目の値上げが計画されてるということで、6月以降にしますと2万品目以上の食品の値上げが計画されているというようなことも言われております。それでですね、こういう中で本当に、補填なしでね、給食費はちゃんと現状維持でやっていけるのか、その辺お伺いします。

教 育 課 長 おかげさまで、現状は給食の質を落とさず、円滑な給食の提供ができております。引き続きまして、学校、幼稚園に状況を確認しながら、そういった物価高騰の状況も捉えながら給食を継続していきたいと思っております。現状は、追加の要求というものはする予定はございません。

11番 寺 嶋 給食費の負担軽減ということですね、最近のマスコミ等ではね、特に食材の関係では野菜ですか。ジャガイモとかタマネギとかニンジン。ニンジンが相当上がっているようですけども。相当値上がりをしているようです。マスコミ等でもね、言われております。なおかつ、長雨とかそういうことで、トマトが

不作で出回る、かなり出回る…制限されているというようなことも考えますとですね、このね、食品、食材の物価高騰。これは今年度だけで終わる問題じゃないと思うので、来年度もね、やっぱり相当な値上げラッシュになるんじゃないかと思います。そうした場合ですね、やっぱり子育て支援策を考えた場合、これは給食費の値上げにならないようにね、やっぱり学校給食費の負担軽減に取り組むべきではないかと思いますので、今後のことも併せてですね、考え方を再度お伺いをいたします。

町 長 御質問ありがとうございます。今、先ほどの質問に対して、遠藤課長のほうから話があった、すごく意気込みを感じて、ありがたい話ではありますけれども。先ほどから議員の御指摘のとおり、我々が見込んでいた以上に金額が高騰し、仕入れ値がなかなか上がってきた場合には、状況によってはまた補正予算等々組みせてもらうなり、それか予備費を対応するなりして、とにかく質を落とさないようにしていかないと。やっぱり予算のことを考えると、栄養士さんたちもやっぱり仕入れを考えたり、いろいろ調整されるのかなということがあるので、今現状はそういうことのないようにですね、皆様方から予算を認めてもらって進めているということを多分報告されているので、しかるべきときが来れば、多分お願いするということによろしいですね、遠藤さんね。（「はい」の声あり）そういうことでございますので、ちょっと補足をさせていただきます。

今後のことにつきましては、やっぱり政策的な話になりますので、私のほうからお話ししますが、まさに考えは一緒です。これから高騰をしていくということについては、ただでさえ松田町は、今現状、子育て支援に力を入れながら、今現状950円なりの補填を、ほかの町よりも多くやっているという現状は御承知のとおりだと思います。ですので、ただそこに対して今回もやっておりますけども、町としてできる部分と、これはやっぱり受益者負担的な考えの中で一部お願いするようなことも、お互いでやっぱりお話をしていかなきゃいけない部分かなというふうに考えております。一方的に値上げするということは当然考えておりませんが、その辺はP T Aといたしましょうかね。保護

者の方々とお話ししながら、町としてもなるべく増額ない感覚で進めていきたいと考えてますけれども、状況が状況ということも鑑みながらですね、来年については予算編成のときにしっかりとやっていきたいというふうに考えています。以上です。

11番 寺 嶋 それでは町長、どうも御丁寧な回答ありがとうございました。

それでは次にですね、農業…農家の肥料代支援ということで。これはですね、申請としては農協がまとめてこれ申請するんですか。グループとして、農協等にね、団体に依存して、それで国・県に申請するのか。その辺のことについて、どのようになるのかお伺いします。

観光経済課長 それでは、農業者に対する支援の手法というか、手続論のお話かと思えます。まず、国で今示されている肥料高騰の関係でございますが、今年の6月から来年5月に購入をした肥料。これが昨年から相当に値上がりをしているというところに関して、国のほうはその差額分ですね。差額の7割程度を出そう。これが大きい事業のスキームでございます。申請方法、これがですね、5戸以上の農業者。これがグループで申請をしていただきたいというような書き振りでございます。つきましては、国のチラシなんかも見ると書いてあるんですけど、5戸以上のグループで、例えば農協や肥料販売店などでまとめて申請をしていただくことを想定していますということでもありますので、まずは細かくですね、これをどのように手続するかというところがちょっと見え切れてないところはございます。ただ、先日も農協さんとですね、いろいろ打合せをさせていただく機会がありまして、農協さんもこの問題意識、非常に高く持っていらっしゃいます。ぜひ一緒に御協力をということをお話をさせていただいております。

11番 寺 嶋 肥料の支援ということで、農家への支援ということではおおよそ分かりました。ただですね、肥料でも化学肥料とか堆肥とかありますけれども、化学肥料の原材料、これ外国から依存しているようなことをちょっと見てるんですけども、ネットで調べたらね。そういうことで、化学肥料の低減して堆肥等を国内資源の活用を進める。こういうようなこととして、何ですか、農家の肥料代支援をする。そういう制度は、国が考えているようなことが、私ちょっとインタ

一ネットで調べたら、そんなこと書いてあったんですが。この辺の化学肥料の関係では、肥料、どのようになるのでしょうか。

観光経済課長 特に化学肥料に関しての御懸念というふうに受け止めさせていただきました。例えば国が出しているパンフレットなんかを見ますと、化学肥料が足りなくなるというのが大分騒がれているんですけど、大丈夫ですかというような問いに対してですね、当面必要な肥料、原料は確保されており、当然安定供給に取り組んでまいりますというお答えをされています。特に、化学肥料関係でちょっとこれも、私も聞いただけの話なんですけれども、やはり中国とかから入れる部分というのが大分厳しいというお話がありましたが、一応その物流の関係が一定の動きが一時大分厳しい状況から、コロナ、あと政情の不安を含めてあったかと思うんですけども、そこは多少動き出してはいる。ただ、それがやはり時間的に、タイムラグ的にはまだこの先もちょっと上がってしまうというふうにお伺いしております。ちょっと不足な情報で恐縮ですが、この程度です。

11番 寺 嶋 それでは最後の質問となりますがですね、店舗リノベーション支援制度の補助制度の活用促進ということでは、補正予算も一応足りなくなる…予算も足りなくなるので、補正予算を組むというようなことでありますが、ただ、限度額については今のところ変化なしと、現状維持ということなんですけども。リノベーションする前にですね、やっぱり既存の店舗とか空き店舗を活用して、それで内装改装とか備品の購入とか、そういうようなことに使うわけですけども。ただやっぱりね、松田町で本当に店舗を活用して商売をするとか、そういうことでね。商売する方がやっぱりね、どんどん増えないと、これ、店舗活用にもならないし、リノベーションの前の段階なんですよね。ですから、町として本当に松田町で商売できるような環境ですか。消費者といいますか、利用者の増加とか。そういうようなことで、町がですね、商店活性化策として何か考えているものはありますか。以上、お伺いします。

観光経済課長 店舗リノベーションの関係での御質問頂きました。今、議員おっしゃるようですね、リノベーションでございますけども、ここ平成30年度からですかね、始めてから、制度始めてから、毎年2件、1件、2件、2件、7件。今現在で

おおむね7件ございます。さらに、今回の補正で2件分の新規を見込んでございます。

まず、ここで今申し上げた7件。これは、リノベーションとって、改修を前提ですけども、新たに入っていた方々でございますので。要は、リノベーションして新たに入ってください。これを誘引することを目的とした一番の制度であります。逆に改修系というのもできるんですけども、今現在はそれはないということです。おっしゃるとおり、この空き店舗というのがやはり町内で少し目立ち、また、今回コロナ禍でちょっと厳しい状況にはありますが、ただですね、最近そういったところにもしっかりと新たにビジネスチャンスとして捉えて、新たに入ってくる企業さんもある。今回、補正もさせていただくという状況もありますということを申し添えさせていただきます。

11番 寺嶋 松田町商工振興会、活性化ですね。やっぱり商店街によっては日曜日も休みだしね、平日も相当やっぱり利用客も減っているし。そのようなことでね、商店活性化も目指してですね、町として、やっぱり店舗活用促進をですね、していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第1号、寺嶋正君の一般質問を終わります。

録画の準備のため、少々お待ちください。

受付番号第2号、齋藤永君の一般質問を許します。登壇願います。

10番 齋藤 それでは、一般質問をさせていただきます。受付番号第2号、質問議員、10番 齋藤永。件名、創生推進拠点施設の現状と買い物対策について。

要旨。女性の雇用の創出を創業支援、生活支援の実施や地域情報の発信を通じて、地域の振興及び地域経済の活性化による地方創生を図ることを目的に、当該施設は設置されました。

1、設置目的の達成度はどうか。また、指定管理者は達成のためにどのような経営を行い、町はどのような指導を行いましたか。

2、地域経済の活性化、特に町の買い物対策は不十分だと思うが、町長の認識と現在の対応、具体的な対策はありますか。

以上、よろしく申し上げます。

町

長 齋藤議員の御質問に、順次お答えをいたします。松田町創生推進拠点施設については、町の地域再生計画を基に、重点目標とする女性の活躍を支援・推進する拠点施設として、女性が集い、憩うなどの環境を整えることで、子育てや仕事しやすい新たな環境に変わり、より健康で安心して楽しく暮らせるといった女性目線での町のイメージアップにつなげることにより、女性の定住化による人口増加を目的として、平成28年度より町民の声を聞きながら、旧松田土木事務所を活用して、女性活躍推進拠点施設として整備し、事業を進めてまいりました。

現在、本拠点施設は、設置してから2年9か月ほどではありますが、その間、新型コロナによる多大な影響があった中にもかかわらず、指定管理者を中心に、民間事業者のたゆまぬ努力とノウハウを活用することで、町民サービスの維持向上を含め自走することができ、指定管理者の本質である利用者ニーズに対応した質の高いサービスの提供を行っていただいていることから、コロナ禍の状況を踏まえてみても、設置の目的の達成度は高いと考えております。また、指定管理者から町に対して、令和3年度の決算ベースになりますが、施設利用料として年間約700万円を納めていただいておりますので、町としても新たな財源の確保はできております。

令和2年、3年度について、平常時と比較して、コロナ禍において、女性創業等の希望者の動きも活発ではなく、マッチングを行う機会が非常に少なかった状況でもありましたが、指定管理者等と月1回の定例会を行い、ポスト・ウィズコロナ時代に即した女性が活躍するために必要な女性創業事業として、ハンドメイドや家事代行業、起業塾での講師を招いての講座を5回開催するなど、地方創生事業の推進を図ってまいりました。また、女性が子育てをしながら安心・安全に働ける居場所や子育て世帯の方々が集うコミュニティーの場所として、多くの皆様が安心していただけるよう、町内外の情報発信の強化や地域のイベント、ごみ拾いなどの環境対策など、地域住民との連携についても、事業者とともに実施してまいりました。

さらには、コロナ禍における指定管理者の新たな取り組みといたしまして、新しい日常による生活やビジネススタイルの変化に対応すべく、コワーキングスペースを設置し、テレワークができるスペースの確保を行い、また県の補助事業を独自に獲得され、屋上スペースを新たな用途として使えるようにするなど、積極的に施設の魅力アップに取り組んでいられます。

今後も、まだまだコロナ禍での運営において、非常に厳しい状況と推察しておりますが、本事業推進による町の魅力向上を図ることで、創生推進拠点施設設置条例等の目的達成に向け、引き続き取り組んでまいります。

2つ目の買い物対策については、総合計画におけるアンケートや地域座談会における御意見などを踏まえ、要望が高いことは認識しております。まずは、個人商店やコンビニが近くにない地域の買い物困難者解消として、ここ一、二年で秦野や小田原でも展開され始めた移動販売事業を、松田町では近隣に先駆け、平成28年度より移動スーパーくるまつくんとして運行を始めております。事業主となるドライバーや商品提供事業者の努力に加え、コロナ禍の影響も重なったことで、年々利用者が増えていることは数字にも表れており、買い物困難者の対策として効果が見られているところでもございます。

この移動販売事業については、商工会も参画していただいていることから、町内商店の営業を圧迫してはならないとの配慮で、商店街から300メートル以内では営業しないことを取り決め、現在も運用方針は変えておりません。しかしながら、ここ数年で商店街内の生活者においても買い物環境の困難さを訴える意見が寄せられているところであり、町といたしましては、町商工振興会と連携し、商店街周辺の買い物困難者対策について、今年度より具体的な検討に向け、意見交換を始めたところでもございます。地域経済の活性化のためには、既存の商店の方々にも参画していただけるような枠組みで買い物環境を向上させることが理想であり、既存の事業者の皆様方にも知恵を出していただき、連携した事業が図れたらよいかと考えております。

また、新松田駅周辺整備の基本構想・基本計画においても、魅力・にぎわいの創出として商業機能の集積等を検討しておるところであり、これまでの町の

条件ではかなわなかった一定規模のスーパーマーケット誘致についても、駅周辺整備による状況の変化により、民間参入が促進されることを期待しているところでもございます。以上でございます。

10番 齋藤 お答えありがとうございます。まずもってですね、女性創出のすプラポ、この施設がですね、条例に位置づけられた行政財産だと思うんですけども、これは目的を達成するために指定管理者を雇って…雇うというのかな。お願いしてやっていただいているところだと思いますけれども。普通財産と違って、管理の仕方もちょっと違うとは思いますが、現在、この目的となっている女性、輝く女性、この辺は何件ぐらい今いるんですか。

参事兼政策推進課長 御質問ありがとうございます。まず、輝く女性という質問なんですけども、数字的にですね、この条例、またですね、総合計画に位置づけている目的に対しては、町民と行政が一体となって持続可能なまちづくりを推進する。これが目的でございます。条例についてもですね、地域振興、そして地域経済の活性化。そのためにですね、町としては創生拠点施設ということで条例にも定めております。輝く女性ということは、幅広く、町長のほうからも回答ございました健康、そして仕事で地域の活性化、子育て支援。そういう部分について、毎月ですね、一回、指定管理者。この指定管理者にもですね、指定された業務だけではなく、ノウハウをすることを目的に地方自治法が改正されたことございますので、町として、ある程度維持管理をしてもらうのはもちろんのこと、さらなる事業の発展をするために指定管理としてお願いし、締結しているところでもございますので、そうしたノウハウを活用しながら、町と行政と指定管理者と毎月一回の打合せをしているところでございます。

その中でですね、何件かということがございますので、数字的にもっているものはKPI、いわゆるこの事業に進めるに当たってですね、重要業績評価指標というのがございます。目標達成の度合いを示すものを国に提出しているものがございます。こちらについては、施設の利用数というところを主に掲げてございます。令和2年度の実績につきましては、目標値に対して144%ということで、さらに令和3年度における利用者数については200%を超えるのでは

ないかというところでございます。

そして、もう一つ定めているのが、女性による創業、起業件数、これも定めてございます。こちらについてはですね、目標が令和2年度2件がございましたが、先ほどコロナ禍を理由にはいけないんですけども、事業者としても、行政としても、いろいろな事業を進めているんですが、なかなかその確実性ということで件数には結びついてないというところではございますので、引き続きですね、この目的の一つである、K P Iの一つでありますこの件数を増やしていくような形で今は打合せをし、指導をしている状況でございます。以上です。

10番 齋藤 分かりました。2件。K P I、あそこにたしかフィットネスはかなり人が来てるのかなとは思いますが、それ以外の集客というか、その辺の状況というのはどうなっているんですかね。分かりますか。

参事兼政策推進課長 ありがとうございます。まずですね、本館の1階にはコインランドリーとフィットネスの2つの事業所が入っております。利用者数、令和3年度ベースを見ますと、3万7,000人がですね、令和3年度の実績でございます。これに対してですね、前回もあったんですけども、事業者数のうちの女性の何人いるのかとか、そういうのがございます。そこは合わせてですね、事業者のうちの女性の数については、12名がでございます。

また、本館の2階でございます。事業者が入っております。5件入っております。ここを利用している方、子育て支援センターとかファミリーサポートセンター、これも一応この施設の目的の一つでございますので、そちらにつきましてはですね、1,430人…ごめんなさい。6,500人、6,500の方が利用してございます。そこに対しての女性の数でございますが、これは一つの事業者さんの中にですね、カーブス事業ということで、女性の体操とかをやる事業者さんが入っておられますので、その従業員数を数えてしまいますと、80人の従業員数の77人が女性でやっているというところもございますので、そこをカウントしない形で考えます。そうすると、おおむね12名が女性の方が雇用ということになってございます。

またですね、別館や北側の倉庫等もございます。そうしたところについてもですね、多くの方が利用しているところもございます。特にですね、北側の2階にある別館なんですけれども、そこにはザクトクラフトというところの事業者さんが入ってございます。そちらのほうの利用者数もですね、320というデータが出てございます。事業者さんの女性の従業者数も、そこでは4名のうちの1人が女性というところになってございます。

全体を見ますと、やっぱり利用者のほうはおおむねかなり目標より上がっている状況でございます。

もう一つ、すみません。町としては、指定管理者のノウハウを使いながらですね、コワーキングスペースということでいろいろな発信を今しているところでございます。そうした事業者さんもですね、今、3件入っているような状況でございます。これは移住・定住という観点と、これからの人口増加策の一つとしても、指定管理者さんの努力によって展開をし、また様々な講演会、企業の努力によるソフト事業を進めているところでもございます。以上です。

10番 齋藤 分かりました。細かい数字ありがとうございます。コワーキングも今3件ですか。松田町は幾つかはコワーキングスペースを作ってますよね。ここだけじゃなく、ほかのところにもコワーキングスペース作るんだと。全体の松田町に対するコワーキングを利用するような企業さんと個人。その辺へのPRとかの仕方というのはどのようにされているんですかね。

参事兼政策推進課長 御質問ありがとうございます。一番ここが難しいところだと思います。町としてもですね、場所を確保しました。発信しました。じゃあどうすれば来てもらえるのかと、そういうような発信力が非常に行政としては弱いところがございますので、様々な観点から、今、指定管理者というところのノウハウを活用しながら、やっぱりSNSとかそういうところのノウハウを持ってますので、そういう中で一緒に今発信をして、取り組んでいこうということで町としては臨んでいるところでございます。以上です。

10番 齋藤 分かりました。SNSの活用というのは、今の時代に合った方法ですので、大いにこの辺を活用されてやっていただきたいと思います。あと、ただですね、

ここたしか県から頂いて…頂いてというのか。10年間は売り買いしちゃいけないというので、この仕組みを考えられたのかなとは思いますが、今、何年たったんですかね。その後の…今後のあそこのあり方は、このままこういう形を続けていかれるのか。10年後に何か目的を持って運営されていくのか。その辺はどうなんですか。

参事兼政策推進課長

御質問ありがとうございます。このスプラポですね、旧土木事務所を購入し、1億9,280万で購入をしました。それから10年間は、県の縛りとして公共というような縛りがございました。もしくはですね、その間にですね、どうしても町が手放したい理由があれば、それは県と相談しましょうという話で進んでいたところでございますが、10年については、今、公共という目的で進んでいます。今後はですね、当初も私のほうから説明したとおり、例えば新松田駅の整備事業の中でですね、公共部門のエリアが確保され、そちらのほうに移転するような話があれば、そちらのほうに今の指定管理者のほうも利用可能であれば、そちらの方向をとるという形は私のほうからも説明させていただきましたが、現状は町民の方の声を聞きながらですね、この運営をしている中では、指定管理の期間5年間ございます。この後どうするのかという議論もありました。それは、そのときの状況を見ながら、さらに更新をかけるか、指定管理を変えていくかというところもございますので、今の現状ではですね、引き続き指定管理の運営を見守っていきたいというふうには考えているところでございます。以上です。

10番 齋 藤

ありがとうございます。5年間は現状のまま。ただ、5年なんかすぐ来てしまうので、この町の今後のあの場所のあり方。今、駅前開発と一緒に問題も出てきておりましたけれども、あれもなかなかまだ次の一步までには時間がかかってしまってる部分だと思うので、方向性をきちんと決めていって進まないといけないとは思いますが、その辺だけしっかりとやっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

2番目のですね、買い物の件ですが、先ほど前者もプレミアムのこととか聞かれてたと思います。プレミアム商品券、たしか売り出して、あまり売

れてないと聞いて、残ってるという状況下をお聞きしておるんですけど、現状…（「あまり売れてないって、「あまり」はிரらないと思います。」の声あり）
「あまり」はிரらないですね。全部売れてないということで、現状は今どのような数字になっているんですかね。

観光経済課長 お答えさせていただきます。第1回目、6月25日から販売をいたしました。先ほど申し上げた販売の総額としては3,000万円でやっております。町民限定で販売をさせていただきました。現在、その中のですね、約200万弱が残っている状況でございます。

10番 齋藤 たしか今まで販売した日に即売してしまってたのかなと思うんですけど、町民限定というものをつけたせいで、残りのものが売れてないのかなという部分と、先ほどの前者も言ったように、一遍にお金を出せないような状況下があるのかなということが、この辺を招いているのかなと推測するところではございますけれども。ほかと比べてはあれですけれども、どこかの町もやっぱり今、これから30%やられるということなんですけれども、もちろんそれ以上高い割引率のものを出したり、それを町内業者で使われると、またそこで何か抽選会が行われて、ものが…ものというか、商品券みたいなものが当たるといような二次策みたいなものをやられるということで入ってるんですけれども、その辺、商工会の…ずっと同じような仕組みでやってこられてるじゃないですか。そういった新たな取り組み的なことは、何か考えられてるんですかね。

観光経済課長 いろいろ御提案をありがとうございます。まず、5万円にしたこと、町民限定にしたこと、これが今現在の売れ残りがあるということの御指摘でありますけれども。従来からこのプレミアム商品券、先ほどもお答えしたとおり、一部のみにしかいかないんじゃないか、使い方としてどうなんだと、こういった意見をこの議会の中でも私、頂いた記憶がございます。それをしっかりと実施者である振興会のほうにもお伝えをさせていただいて、よりいい方法、これを考えていただきました。コロナ禍の状況も含めてですね、やはりどれだけ町民の方に行き渡らせるか。より多くという意味では、今現在、残ってしまってるということを胸張って言うことではないですけども、町民の方が一定程度買って

いただいて、私買えなかった。今回そういう意見はなかった。そういうふうにも捉えております。ただ、そうは言っても、全て売れることがいい話であって、周りの市町村でもいろいろなプレミア率、いろいろな工夫がございます。そこについては、振興会さんのほうでもですね、いろいろ御意見を聞かせていただいております。この結論が毎年やっている形に近いようなんですけれども、さっき言ったように、限定したり、そういった工夫はある。プラスアルファ、ここに行く着くまで、いろんなのやっぱり出ているんですよ。出るんですけれども、やはり議論していただいた結果、今年、今の状況を考えて、これでいこうという事になっていらっしゃるはずなので、そこについては、まるっきり考えてないわけではなくて、いろいろなことを考えた結果というふうに御理解いただければ幸いです。

10番 齋 藤

よそをまねしろとは言いませんけど、町民が飛び込んで買いたいような何か策を練っていただきたい。ただ、町内を見ますとですね、希望する商品を購入できる根本たる商店がなくなってきてるじゃないですか。例えば、新松田の…松田駅の信号から向こう側ったら、商店なんか1軒もないでしょう。庶子地区で買い物するといったら、どこで買うんですかね。今のコロナ禍で各自いろいろ大変だと思いますので、仕事を最後までやっていかれたら、なかなか買い物に行く…コロナでやっぱりスーパーも早く閉まっていたり、じゃあいつ買うんだよって。昼間にいる方はね、この町がいろいろと対策練っているくるまつくんなんかで対応はされてると思うんですけど、それ以外の人たち。今ネットで物は買えますけど、生鮮食品は何かその日に買いたいじゃないですか。今、お総菜屋さんとかがすごく受けてると。そういった店舗も、今、商工会がやっていた駅前の店舗がなくなってから、ああいうものはあそこで売ってたんですけど、あの地域も買えるところがないと。住民から…御年配の方が多いのですね、あまり距離を歩きたくない。それで物を買いたいと、いろいろなことをやります。ただ、なかなか買う場所がない。じゃあ別に松田で買わないで、息子や息子嫁が来たら車で遠くのスーパー、隣町へ行けば買い物もできるからと言ってる人たちが…息子がいればいいんですけど、ひとり住まいの方たちもいるの

で、なかなかここら辺が難しいところなんですけど。将来的にこの松田、今、人口もどんどん減ってしまってるので、ビジネスやる方にとってはマーケットリサーチをしてから店舗を出すような企画だと思うんですけど。いかに購買力を高めていくような仕掛けをしていかないと、なかなか…これから駅前もやられると思いますけど、ディベロッパーが来たら、あの中に入れる松田の商人なんか少ないんじゃないかなと僕は感じるんですよ。そうすると、ディベロッパーもビジネスですから、埋めなきゃいけない。そうすると、どこかから呼んで来なきゃいけない。そうすると、地域で今までやっている商人たちとかぶる商品たくさん出てくると思います。だから近代化がいいのか、地元の商人を生かして基礎を固めてからやるのか、その辺がすごく難しいところかなと思うんですけども、その辺は何かお考えございますでしょうか。

観光経済課長 いろいろ御提案というか、御懸念の話を頂き、ありがとうございます。今回、答弁のほうでもお話をさせていただいたとおりですね、今、商工会の皆様と少し具体的な検討に向けて意見交換を始めさせていただきました。今おっしゃったとおりなんです。要は、今現在、既存の商店もあり、移動販売、やはりいろいろ今動いていただけてますけども、それもやっぱりルールがあって、できること、できないことがある。時間帯の話もおっしゃいましたけど、時間帯の話は抜きにしても、エリア的にやっぱり厳しいところもある。こういうことを踏まえて、その話取ってもそうです。プラスして、じゃあ今後の駅の話もありますけども、私なりにマーケットリサーチとさっきおっしゃいましたけど、いわゆるスーパー系の方とお話しする機会がございまして、いかがでしょうかねというのは当然お伺いします。ただ、やはり今聞くとですね、1日に200万円。駐車場は50台。敷地の面積は200から300。来客は1日1,000人。これがなければ、スーパーはうちはやらない。これがベースでもうお話しされちゃってます。そう考えていくと、相当厳しい。今、誘致するにしても。じゃあ小規模でという話をして、小規模でやることは我々にとって利便性を高めるために何とか設置したいといっても、そこは商売をやられる方が、やっぱり小規模店というのは採算性を取るためにいろいろなもののコスト感が大分違う。そうす

ると、品ぞろえも含めていろいろなものが劣ってしまう。そういった商売はできない。いろいろな駅前であっても、JRのどこかほかの別の駅前であっても、そこに入ることを小規模店でということをやったり考えることは難しい。いっぱい聞いたわけじゃないんですけど、こういう話を聞いて、私も非常に愕然としているところです。ただ、やはりまずは町の中の関係の方々と、特に商工の方々とですね、お話をさせていただいて、どの形が一番いいか。町側だけで考える話では当然ありませんから、そこを踏まえて検討を進めてまいりたいと思います。御提言の内容はまた皆様にもお伝えしながら検討させていただきます。

10番 齋藤

今、課長言われたように、本当難しい状況だと思います。私思うには、今ある基礎の商売の人たちがどのくらい続けられるか。今、後継者不足の問題もかなりあるので、どこで辞めてしまうか。もう近々町内のある会社も辞めますということも聞いている場所もあります。どんどん明かりが消えていってしまうのが現状かなと。だから、今いるのを生かすには、その人たちの基礎を固めてあげないといけない。そういう策を一つ練って。それと、そのスーパーが欲しいんだったら、この前も言ったっけな。小山町の役場の横にあるマックスバリュのちっちゃな版があるんですよ。ちょっと名前出してあれですけども。売ってるのは、そこに開成町にあるようなマックスバリュの巨大なスーパーマーケットのところで5品売ってたら、そこは同じものがね、3品しかないかもしれないですけど、充実しているんですよ。そういったところを見られたことありますか。ちょっとコンビニに毛が生えたような、ちょっとコンビニを2つ足したような大きさなんです。だけど、開成にあるようなでかいスーパーよりは全然小さいんですけど、商品充実はすごくしてるんですよ。ただ、それが来ちゃうと、さっき言ったように元の商人たちがどんどん困ってしまう部分もあるので。だから、最初にやらなきゃいけないのは、町は人口増をいろいろやられてるとは思いますが、商人の基礎をどう固めていくか。そういった策を先にやっていただいて、それでじゃあスーパーさん来てくださいよと。いろいろと一緒にやっていけるようなものを考えていくことがいいのかなと、ちょっと自分なりに思ってるんですけども。こういう将来の松田の経済の動

かし方。商店の買い物の仕方というか、これを駅だけに頼ってしまうのか。今言ったような基礎を固めるには、何か策を練るとかという部分をやられるお考えとかというのは何か、どうですか。

観光経済課長 私も知らない話を教えていただいてありがとうございます。小山町、役場は行ったことあるんですけど、横にあったかなというぐらいのちょっと記憶でしかなくて。やり方というのはいろいろあるんだと思います。諦めることなく、今、具体的に何かというのは当然申し上げることはできないですけども、先ほど言ったように、基礎を固めるというのは、地元の方々とよくお話をしてラインを決める話だと思いますので、そこは慎重によく御意見を聞きながら進めたいと思います。ありがとうございます。

10番 齋 藤 よろしくお願ひしたいと思ひますけど。先ほどから町の施策として、地場産品があるじゃないですか。農業の政策、農業には補助金等やりながら、製品を町の農業を活性化をさせようとしているとはよく分かるんですけど、物は作っただけじゃどうにもならないじゃないですか。それをどうやってお金に換えていかないと、農家だってお金がもうからなかつたらやらないと思ひますよ、商人は。商人というか農家は。ですから、産業の一次産業を六次化するというこの仕組みですよね。行政がよくやるのは、入り口はすごく作るんですよ。だけど、出口をどう作るか。出口の人たち、いろいろな販売、例えを言えば、ダイコンをいっぱい作ってくださいよと農家にやって、ダイコンできたけど、一般の家庭でダイコンどのぐらい使うか分からないんですけど、じゃあそれを町の一つの産業としておでん屋さんがあつて、おでんになるとか。それでそこに来れば、お酒飲みながらダイコン食べるとかね。そういった一連の流れを作つていかなきゃいけないと思ひますけど。農家ばかりある程度作れるような仕掛けをしても、出口を作るような何か施策を練つていかないと、難しいのかなと思ひますよ。この町の人口も今1万人ぐらいですか。その中で、じゃあそれを消費できるかといつたら、消費、たくさん作つたつてできない部分もある。だから、じゃあよそから買い物に来てくださいよと。その仕掛けもするんだと思ひますけど。そういった出口のやり方をちょっと考えていただきたいなと

思うんですけども、その辺はいかがですかね。

観光経済課長 おっしゃるとおりで、物は作れど、最後出口がなければ作る意味がないということかと思います。今、ポイントを農家さんに少し絞っていただいた例としてね、あったと思いますので、やはり同じような議論がですね、農業委員会の中でも議論されていたりします。これ、やっぱり農業…荒廃地化が進んで、どんどんすっかり耕作してくれ。でも作っても売れないんだ。この議論の悪いサイクル。そうじゃなくてというところで、じゃあ農業委員会としても、何か皆さんにお勧めできるようなものがないかというのを検討して、試験栽培的に昨年度からですけども、つくねイモをトライしたりしてます。町民の皆さんにも、去年作ったものはお配りを…種イモとしてお配りをさせていただいたりとか、こういったことをしております。さらに、作っただけじゃなくて、出口という意味では、町内の飲食店さんですとか、こういったところと連携して、どういったものでじゃあ料理ができるかとか、そうしたらそこに卸させてもらえるのかとか、こういった流れというのも作ろうということはございます。あとは、これまたちょっと少しずれちゃうかもしれないですけども、ジビエの処理加工施設も今進めています。これがしっかり出来上がって、運用うまくいった暁には、ジビエの肉というのもひとつ楽しみなものかなと。町内ではそれを当て込んで、飲食店さんで考えてくださっているところもいらっしゃいますし、プラスアルファのもっと、出口作っていかなきゃいけないんですけども。そういう面では、町内的な少し連携もしながら、そういう部分もありますよというところを少し御理解いただければなど。ただおっしゃるように、プラスアルファどんどん出る口があれば、そこに向かって、皆さんで一致団結してというのが一番いい形だと思うので、そこもいろいろまだまだ検討していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

10番 齋藤 お願いしますよ。何とか…つくねイモ。開成町だけ、弥一芋とかやられてて。弥一芋の焼酎がありますよね。松田も何かお酒作ったり、焼酎作ったりしてたんですけど、その後、ちょっと切れてしまってる状況下だと思うんですけど、一つの製品を、またかよと言われるぐらいしつこくPRしていかないと、

物なんて認識されないんですよ。その辺で、作っちゃったお酒なんかどうなっちゃってるんですかね。この前ちょっと私、イモを作ってた現場行ったんですけど、後で聞いたんですけど、そこがイモの現場って。荒れ放題の土地になってるだけなので、松田が借りてやってた状況下のままで、何かもう荒れた状況をまた作ってしまっている。その辺ちょっともったいないのかなと。せっかくいいことをしているのかなと私は思うんですけど。そういった継続性のものやっついていかないと、せっかく外に出して、お土産にも多分私たちも持って行ったこともありますし、町長なんかもいろいろなところ行かれて持って行かれると思うんですよ。あれおいしかったねとか、あれがもう一回飲みたいから松田行こうとかとなると思うんですけど。そうしたら、今いつの間になくなってしまっている。継続性がないんですけど、単年度でおしまいにしちゃう部分なんですか。その辺はどのようにお考えですか。

観光経済課長　今おっしゃっていただいたのは、最近で近いところを考えると、日本酒をやらせていただいたときですね。あれも周年というか、記念事業的にやらせていただいた部分だったと思います。ただ、議員おっしゃるように、じゃあそこで終わりなのかと言われれば、やっぱり継続的にやれることがベストだとは思っていますので、今後、今、じゃあ具体的に町が動くというよりは、例えば民間さんから御提案があってという意味合いは、今言ってる農業、商業含めて一緒だと思いますので、ぜひ、町としてもいろいろな準備はさせていただくと思いますけども、そういう御提案とか連携というのが促進できるように動きたいなとは思っています。

10番 齋藤　ありがとうございます。最初にやるときに、町内の業者を巻き込むとか、町内の誰かそういうグループを作るとか、そういうことをしていけば、そのグループが継承してやられると思うんですよ。この町にある老舗の酒屋さんなんか、東京サミットで出されたお酒を、県内3社が作っているんで、いまだに継続して1社、当町のお酒屋さんが作っている。あのお酒もかなり人気があるんですよ。継続していいものを作れば、その評価というのはすごく高くなるし、あのお酒飲みたいなって、松田町に来てくれている人も何人もいます。ですか

ら、最初の仕掛けの仕方するとき、町内業者を巻き込むとか、町内でそういうグループを作らせるとか。それで一緒に考えてやっていって、継続させてくれと。してくれないかとかという形で進むべきではないかなと思うんですけど。初回の行政がやって…行政がやってしまって、それでそのままでいくと。もう次のことやらなきゃいけないことたくさんあると思うので、役場のほうは。ですので、その辺を作るべきかなとは思いますが。今後のその作り方、そういったもののやり方を少し考えられたほうがいいのかと思うので。その辺はいかがですか。

観光経済課長 いろいろ参考になるお話を頂きまして、今後、具体的にどういう形で作るかというのは、今すぱっと言える話ではないと思いますので、御指導、御鞭撻のほどよろしく願いいたします。以上です。

10番 齋藤 基本的には、今買い物するのに困った人たちがたくさんいるんだということ。下の…一々役場に言いに来ないですけど、そういった人たちをどう救うか。よそに買い物行けばいいんですけど。それだと、今度町内の商工業者の衰退していくばかりですし、何らかの策を練っていかなければ、松田の商人たちはおしまいになっちゃうんじゃないかって、すごく危惧するところであります。大胆な策と、まず基礎。先ほどから言っている商人たちの基礎の部分はどうしていくかと。あと、いつもやられてる人口増で購買力がすごくないんですよ。このところ暑いですし、やたらと大雨が降るので、私いつも仲町商店街のところにいるんですけど、誰も歩いてないです。こんなような状況下で経済は成り立たないと思いますので、やっぱり人口策、増加策を成功させていただいて、それと同時に経済の根本たるものを組み立てていけるような策を練っていただければと思います。その辺、施策の問題なので、最後に町長にお聞きして終わりたいと思いますので、よろしく願いします。

町長 御質問をありがとうございます。今回の第6次総合計画のアンケートの内容も、非常に買物をするところが少ないというか、ないと。お店があっても買いたいものがないという御意見は、本当にたくさん頂いております。それで、先ほど答弁の中でもお話ししましたように、くるまつくんを回してはいますけど、

要はもうドーナツ現象みたいな格好で、ここを守る、今の商店を守るための300メートルというところの中でも買物に行きにくい、行けないというふうな話も本当に頂戴してますので、中にある商店街の方々とも協力をしながらやっていかなきゃいけない状況に今は現状あると。今は暑いので、なかなか、購買力も下がってきてるといのがあったら、やっぱり出前方式で、近くに行かなきゃいけないし、電話1本で運ぶということも当然しなきゃいけないという、そこを行政がどこまでということもあるので、今現在、ちょっと簡単に考えている一つの案としてお話しすると、当然くるまつくんをもうちょっと駅の中に入れていくというふうなこともありますし、今大体4時から4時半ごろ大体配ってもう終わるんですよ。それをもうちょっと、今言われているような庶子のほうに買うところがなければ、今は2台で走ってますから、その2台をそこに止めて、例えば昔ヤマさんがいた辺りに止めるとか、小学校の近くにある大きいスーパーのところの駐車場を借りてあの辺に止めるだとかいうことで買物をしていただけるようなことをやるとかいうふうにして、固定のお店を造るのもありでしょうけども、やはりその固定についてはお金がかかってくることもありますから、必要に応じて動きながら買物に来てくれる時間だけに集まる。それによっては、もしかしてくるまつくんの3台目も考えなきゃいけないかも分かりませんね。そういった格好で、今は状況を見つつやっていくというのも一つかなというのも案としてはあります。それにしても、やっぱり地域の方々とお話もしなきゃいけないですし、ということで決めていかなきゃいけない。

先ほどちょっとPRの話もありましたね。齋藤さんのところも、この間テレビを見てたらキャラ茶というものを考えられながら、うまくお金をかけずにPRされてるな、あれ、売れてるんでしょう。（「少しですけど。」の声あり）あ、そうですか。やっぱりああいったPRというものについては、何ていうかな、商売魂じゃないけど、商魂みたいなものがやっぱりないとなかなかね、いけないと思うんです。やっぱり勝ち残っていかなきゃいけないと思うんです、ビジネスというのは。やはり守られている部分もありますけどもね。

だから我々としては、町の生活者を守るためにもプレミアム商品券を少しは、

1万円からでも買えるのは買えるんです。それが1万円が1万3,000円に増えることによって生活事情も変えるということもあるし、それはやっぱり外に買い物に行く人を食い止めなきゃいけないというのもありますから、そういった面でも今は現状やっています。大きい箱ものを造るのはある意味簡単かも分かりません。でもそれが持続可能になるのかならないのか、今からの時代をよく見極めて地域の方々とよく話をして、必要に応じて対応していきたいというふうに考えます。以上です。

- 10番 齋藤 ありがとうございます。終わります。
- 議長 以上で受付番号第2号、齋藤永君の一般質問を終わります。
- 議長 暫時休憩します。11時10分より再開いたします。 (11時01分)
- 議長 休憩を解いて再開いたします。 (11時10分)
- 議長 受付番号第3号、井上栄一君の一般質問を許します。登壇願います。
- 6番 井上 それでは、議長の許可を頂きましたので、一般質問を行わせていただきます。受付番号第3号、質問議員、第6番 井上栄一。件名。新松田駅周辺整備事業、消防松田分署建て替え土地購入事業の進捗状況について。
- 要旨。これから来年度予算編成に向け、各種事業の方向性及び予算化に向けての作業が進められていくと思われまます。そこで、次の項目について伺いをいたします。
- 1、新松田駅周辺整備事業は、準備組合設立を目指し地権者検討会で事業説明・検討が行われていますが、駅周辺整備・再開発事業を核とした町の未来予想図、町のにぎわいを取り戻す計画が見えていません。新松田駅周辺整備事業に対する町の本気度を伺います。
 - 2、消防松田分署建て替え土地購入事業の進捗状況は。
- 以上質問します。よろしく申し上げます。
- 町長 井上議員の御質問に順次お答えを申し上げます。
- まず、平成31年3月に策定いたしました第6次総合計画における基本構想・基本計画の内容につきましては、平成30年3月に策定した松田町自治基本条例において議決事項となり、議会の皆様にお認め頂いた上、各種事業を進めてい

るところでもございます。その中でも新松田駅周辺整備事業については、約11年前の平成23年3月に策定いたしました第5次総合計画及び第6次総合計画においても、駅や道路利用者の安全・安心の確保や足柄上地域の玄関口としてふさわしい交通結節点としての機能、商業の充実はもとより、中心市街地の活性化による町の発展には欠かせない若年層の定住促進や交流人口の増加を目的として、重要かつ優先度の高い事業として位置づけられております。

私が就任した後、直ちに本事業が進んでこなかった状況の把握や課題の整理、それらの解決策の検討を重ね、町民や議会の皆様の御協力により、ようやく平成31年3月に新松田駅周辺整備基本構想・基本計画の策定をすることができませんでした。基本構想・基本計画に基づく駅周辺地域におけるまちづくりを実現するには、様々な課題をいつまでに解決していくのかを定めて事業を推進する必要があるため、いつまでに何をやるといった事業全体の予定をお示しいたしました。

当初の予定より約1年程度遅れていますが、各地権者の皆様や公共交通事業者様など、関係者の御理解を賜り、令和4年6月に準備組合設立に向けた地権者検討会を立ち上げることができました。今後は、再開発準備組合、本組合の手順で事業を進めることとなり、本組合が設立される予定の令和5年度末にはディベロッパー等の事業協力者が決まり、この時点から駅周辺整備における町のにぎわいの全容が見え始めることとなります。町といたしましては、商業スペースに魅力ある商店が誘致され、住宅スペースには新たに転居される多くの方々に入居していただきたいと望んでおりますので、今後、事業進捗によって町のにぎわいに寄与する実施計画が策定される予定でございます。

町の本気度についての御質問でございますが、第6次総合計画が議決事項となり、議会で承認された重要かつ優先度が高い本事業の推進に必要な予算について、これまでスケジュールに合わせて計上し、議決後に進めてきた事業であることは御承知のことと存じます。これまで地権者や公共交通事業者はもとより、町民や商工業者など、多くの関係者の皆様に御協力を賜りながら日々少しずつ前に進めている事業でございますので、これまでどおり事業の完遂に向け

一丸となって取り組んでまいり所存でございます。多くの町民が望み、願う大切な事業でございますので、予定どおり事業を進捗させていくためにも、引き続き議会の皆様方の御理解、御協力をお願いしたいと存じます。

続いて、2つ目の御質問にお答えを申し上げます。小田原市消防本部では、一般財団法人消防防災科学センターの調査結果に基づき、松田分署再整備用地について、松田分署の出動区域である大井町や開成町、松田町の現場到着時間の短縮など、運用効果の高い場所を選定することが効果的であることから、適正配置のエリア内で取得可能な用地の選定を松田町または大井町で進めていくこととしています。

本町においても令和4年第1回松田町議会定例会において、令和4年度当初予算の用地取得費1億5,000万、物件損失補償費5,000万を計上させていただき、議会の皆様方にもお認め頂きましたので、用地取得に向け、準備を行っているところでございます。

今後は、本年10月に開催される2市5町の首長が出席する令和4年度消防事務調整会議にて、松田町が提案する候補地について、小田原市消防本部から松田分署建て替え候補地として報告があり、候補地が正式に決まる予定となっております。町は、その結果を受け、候補地の所有者に対し、本格的に用地交渉や用地取得に伴う様々な事務手続に入る予定となっております。以上でございます。

6 番 井 上 それではですね、再質問に入らせていただきます。まず、1点目は大分ボリュームがあるということで、2点目のですね、消防分署、松田分署の建て替え用地についてのですね、再質問をさせていただきたいと思います。

今のですね、町長のお答えの中でですね、既に10月に開催される消防事務調整会議の中で松田町が提案をするという回答を頂きました。そののですね、提案される候補地については、もしですね、ここで発表ができる部分であれば、一番必要な内容としては、今の答弁の中にもありましたけれども、現場到着時間の短縮など、運用効果の高い場所ということであると思います。よってですね、それで10月に開催される会議で示される候補地ということであれば、もう

既にですね、どの地域の候補地かということが固まっているという中でですね、運用効果の高い場所を選ぶというところでですね、どの地域か、また面積、次いで現在のですね、土地の用途ですね、農地であるとか雑種地であるとか、そういうものについて示すことができる範囲の中でですね、お答えを頂きたいと思います。

総務課長 ただいまの井上議員の御質問にお答えさせていただきます。まず初めに、消防防災科学センターで言われている適正配置のエリアについて、この候補地について、その該当がどうなるかという話ですが、この適正配置のエリア内で…（「その該当はどうなんだよ。」の声あり）はい、うちのほうは選定をさせていただいております。ただ、それぞれ候補地につきましては、それ以上、ごめんなさい、面積であったり用途地域、地目については、今後の10月の事務調整会議までですね、ちょっと公表のほうは控えさせていただきたいと存じます。以上です。

6番井上 控えさせていただきたいということですがけれども、答弁書の中にもありますけれども、事業費として2億円ですよ。ですので、小田原市か、小田原市消防本部か、というところにですね、報告をする前にですね、当然こういった高額な予算を消費する予定地として議会に示していただくことができるかどうか、町長のお考えをお伺いをいたします。

町長 予算の話は承知しております。しかし、御存じのように土地の交渉の関係もありますので、そこがまたひとり歩きされるのも、なかなかやっぱり所有者の方々もそれについてはちょっと慎重に進めていただきたいという、最初に決まる前も含めてですね。

そこで、今ここで話ができることとしてはですね、先ほど言ったセンターのほうで取りまとめた話としてですね、今の現時点で、例えばこの辺りが一番いいと言われているのが、足柄大橋の根元の辺りです。あそこの辺りが一番いいと言われてます。そこから半径1キロぐらいが望ましいというふうな格好の中でおっしゃられてますので、比較的に松田の町の中で言うと随分と近くになるかなとは思ってはおりますが、状況によっては大井に持っていかれちゃう可能

性もありますので、その辺はそういうふうにならないような格好での場所の選定と。あくまでも半径1キロメートルというのは望ましいということですから、それを若干超えてもですね、いいのではなかろうかと言って事務方同士、話をしております。

案としては1か所じゃありません。複数案として提出する予定をしておりますので、そこで、例えば、今、今日ここです、3つ、話をこことここここですと言ったときに、最終的に決まったところと決まらなかったところが出てきたときに、決まらなかった方に対してもその情報を、全てが公開する形になるということもありますから、今のところ地主さんのほうからは、そういったこともちょっと控えていただきたいというふうに、決まったら言ってくださいというふうに言われてますので、今の現状の報告をさせていただきます。以上です。

6 番 井 上 あのですね、所有者が特定されるような情報までは求めていません。今、町長のほうで言われましたように、足柄大橋のたもと、半径1キロというこの部分であればですね、それを町が考えていると。先ほど町長はその消防防災科学センターの範囲の話をされたんですけど、じゃあ町もその辺を考えているのかについてですね、お答えができればしていただきたいと思います。

また、もう1点確認ですけれども、10月ですね、消防事務調整会議に対して、今の町長の答弁の中からは、もしかしたら大井町もですね、そういった提案をされるのかということもちょっと今の回答の中でですね、そういったこともあるのかなというふうに思いましたので、今のところは松田町だけが提案をするのか、それとも大井町も提案をされる可能性もあるのか、その2点についてお伺いをします。

町 長 先ほどの質問の継続なので私のほうからお話しします。まず、そうですね、センターのほうから示されていることは、基本原則としてそこは守っていかなくちゃいけない。というのが、松田町だけの分署じゃないので、実際土地が決まるのは当然松田町に決めてもらいたいんですけど、建物自体は1市5町で分担してお金を払う場所ですから、最終的には皆さんで決めるといったことですか

ら、原則はそれを原則として。ただ、先ほどちょっとその後に質問をもらったことにつながりますけども、やはり最終的に松田町で交渉が決裂し、決まらなかった場合には、大井町さんがその後に控えているというようなことで、そういうふうには話、話というか、そういうふうな段取りで、今手順で来ているということだけお伝えしておきます。

6 番 井 上 ありがとうございます。そういったことで、2点目のですね、松田消防分署の建て替え土地購入事業の進捗状況についてはですね、以上とさせていただきます。

新松田駅周辺整備事業のですね、関係の再質問に移りたいと思いますので、よろしく願いをいたします。まず、1つ目の再質問としてですね、この駅周辺整備事業・再開発事業というのは、計画はありましたけれども、再開発のほうではですね、JR北口のですね、町有地を核とした再開発事業が計画されましたが、頓挫してですね、その計画はなくなったということで、新松田駅周辺整備事業及びその周辺の再開発事業というのは、町にとってやっぱり重大事業であるというふうに思います。先ほどの町長の答弁の中にも、検討会の発足をして住民の意識も高まりつつあるという回答もありました。

そこでですね、来年度予算が年内にですね、編成作業というものに入られるというふうに思います。来年度、再開発準備組合が立ち上がり、来年度末でですね、本組合が立ち上がるという町長の答弁もありました。総合計画の中でですね、答弁にありましたように、安全性・利便性の向上、中心市街地の活性化、魅力の創出というですね、テーマが上げられています。また、1年前にはですね、やはり駅周辺の安全対策が重要だと。総合計画のテーマに加えてですね、県西地区の北の玄関としての整備が、これは松田町のやはり一つの責任の部分で整備をしていかなければいけないだろうというような町長の発言もあったように記憶しています。

この再開発事業・新松田駅の周辺整備事業、これは町にとって史上初めての事業だというふうに考えていきますと、駅前広場の安全対策、新松田駅南北自由通路の設置、これはやはり重点、重要な事業であります、それ以外にです

ね、再開発事業をやる必然性・重要性というものが、町が様々な計画をやらなければいけないという局面の中、答弁の中ではですね、ある程度の状況が進んだ段階でですね、今後の事業進捗によって町のにぎわいに寄与する実施計画が策定をされる予定ですというふうな答弁もありましたが、もう権利者の、地権者等ですね、検討会が立ち上がって、やはり具体的な方向性が見えてきているというところで、町民に対してはですね、その必然性・重要性というものを町はまだ説明をされていないのではないかなというふうに私としては感じています。

そこで、この再質問等の前にですね、基本的な質問でですね、この、なぜ新松田駅周辺整備事業と再開発事業をやるのかについて、先ほどの答弁なり総合計画、新松田駅周辺の基本計画、それ以外にですね、前述の事項以外で町長の考えがですね、こういった点も進めていきたいんだというようなことがあればですね、どういった点があるのか、お伺いをいたします。

町長 御質問ありがとうございます。私としてはですね、就任して9年たつわけなんですけども、当時はですね、駅を使ってなかったの、そんなにその駅の重要性は、はっきり言ってですね、そんなに感じてなかったところです。ただ、この職になって、なればなるほどですけども、やはり先ほど言ったように課題があるといった部分で考えたときに、まずは財政的な話とかもありましたけどもね、ただ、この事業は、松田町だけのものではないというふうな、いろんな地域の方々からお話を聞けば聞くほど松田町だけじゃなく、やっぱり1市5町が使ってきた昔からの交通の結節点だというようなことの歴史を学べば学ぶほど、ここの駅がしっかりと地域の方々を使い勝手がよくなればなるほど全体がよくなるんだという思いは、正直そこから芽生えております。

町の中だけで考えますと、やっぱり安全な駅の周辺の利活用というようなことがありました。ただ、それだけではですね、結局そのロータリーを造るとか、車がただぐるっと回って安全だったらそれでいいみたいな短絡的な話だけになってしまって、そこに魅力のある駅周辺整備にはならない、つながらないというふうに、ただもう通過交通といいましようかね、ただ集まりやすくして便利な

駅前周辺になってしまえば、町がそれだけ投資をした分がよろしくない。よろしくないといいましょうかね、回収できないのではなかろうかという思いもあって、ここにはやっぱり定住、また人口増加策も含めながら、にぎわいのある地域づくりをするために、ただ安全な駅周辺整備だけではなくて魅力のある町、駅周辺整備をしなければいけないというような観点はあります。

いずれにしろ、その私の考え方はですね、やはり町民の方々の御意見とか何とかというものが基になっておりますので、今後もですね、たしか予定では10月の2日だった予定になっていきますけど、多分ホームページにも載せてあったと思うんですけども、町民の方々からですね、いろんな御意見を頂きたいということで、ワークショップを予定をさせていただいております。こんなお店が欲しいとか、こうしてほしいとかいったところから、今後ですね、検討会も含めながら進めていくというような手順になってまいりますので、それはもう本当に町民の方の御意見を頂きながら我々がうまく調整しながら今後も進めていきたいというふうに考えています。以上です。

6 番 井 上 ありがとうございます。北の玄関、交通の結節点の整備というのがやはり重要だという回答かと思えます。また、10月2日にですね、ワークショップをやるということで、これは1回だけで町民の希望なり考え方を捉えていくことができるのかなということもですね、ありますが、ぜひですね、その10月2日のワークショップをですね、初回としてですね、何回かやっていただかないとなかなか町民の希望なり、町民がどのような駅周辺整備なりまちづくりを考えているのかということが捉えにくいのかなというふうに思いますので、何回かの継続のワークショップを希望をしたいと思えます。

次にですね、1年ぐらい前ですね、やはりその新松田の駅周辺整備事業の関係で、1年前で選挙の時期もあつたんですけども、町長のほうはいろいろですね、発言をされています。一番その中で記憶に残るのは、149億円の事業でも町は借金地獄にはならないという発言をされていたと思います。事業費等の中でもですね、町のほうの一般財源とか基金、起債の負担ではですね、総額で15億6,000万円でできますよというふうな話をされていました。それはですね、

全体事業費、149億円の全体事業費の中で49億円の部分の話でありまして、100億円の集約施設整備事業というものがですね、大分大きな規模だということです。それに対してもですね、町長は実現可能な額、規模でやればよいという発言があった中でございます。

現在ですね、先ほど町長答弁の中で、来年度の末ぐらいにはですね、ディベロッパー等が決定をしていくだろうという答弁がありましたが、現在はですね、この100億円程度の集約施設、再開発事業に対するですね、ディベロッパー等の希望者は手を挙げていない現状です。また、担当課のほうのお話ではですね、2分の1程度の額であれば手を挙げるディベロッパーはいるらしいというふうな話も聞いています。

ですが、まちづくりを考える上で、総合計画における一つのテーマとしては、持続的な町の発展、将来人口、町のにぎわいといったものが総合計画の中で挙げられています。この松田町の将来像を実現するための一つの大きな契機となります駅周辺整備事業や再開発事業、これにはですね、やはりある程度集約施設、再開発ビルの規模を踏まえたですね、その中に入居される世帯数や住民数といったものが、やはり面積要件、ビルの規模、ビルの棟数等の中で、やはり町の考えるイメージを町民に説明していかなければいけないのではないかと。

そして、先ほど買物困難、前者の一般質問等の中では幾つかの解決策、くるまつくん等の解決策もありましたが、やはりここで再開発ビルの中にですね、買物困難を解消するためのスーパーマーケット等の導入を想定する事業規模というのが、当然これから何年かかるか、計画自体は少しここで組合設立までですね、2年程度の遅れが出てきていますが、再開発事業全体ですね、完成までには数年以上かかるというふうに思います。そういった先を見越したですね、事業規模、内容でなければならぬというふうに思います。

町のほうの再開発事業の説明等の中ではですね、事業規模はディベロッパーさんと再開発の組合、本組合で任せますと、町はそれに対して指導、助言をしますという説明があるように思います。こういった大規模事業の中で、やはり組合任せではなく、やはり町が主導的に様々な再開発ビルの規模やですね、内

容をですね、やって、やはり100億円の集約施設という最初の計画を掲げてあるのであれば、やはりそれに向けたですね、町の姿勢なりを示すべきだと考えますが、町長はどう考えるのか、回答をお願いをいたします。

町 長 まず御質問にありました1年前、大変だったですね、暑い中ね。本当に、いろんなことを言われてしまってですね。この149億の話と、今49億の話が出たとおりですね、49億について、駅の基金条例をつくる時に、大変皆さん方に御議論頂いてお認めを頂きながら今基金をためているということ存じますと、松田町が借金地獄になるのであれば、基金条例が通ってないと思うんですよ。そこの辺りはちゃんと整理整頓してお話をさせていただかないと、町民の人たちがまどっちゃう。だから今回の質問に「本気度」なんていう質問が出てくるわけですよ。議会と我々と一緒になって今本気度を持ってやっているということは、本当は答弁の中で言いたかったんですけどもね、非常にその辺は多分関係者の方々もどういうふうに、多分首を傾げられているんじゃないかと思うぐらいなことです。いずれにしろ松田町が借金地獄になるようなことを議会の皆様方と一緒に合意した記憶は全くございません。これだけは断定しておきます。

100億円の民間の投資ということは、基本構想・基本計画の中で、何度となくうちの担当課からも話をされてますけども、あの時点での基本構想・基本計画というようなことの中から、今後実質やっていくディベロッパーさんの方々と組合との折り合いの中で、今後細かいところの話をしていくに当たって、それは100億じゃなく80億のこともあれば、それは状況によっては、そんな大きい話は聞いてませんが、それ以上の額を提示する人たちもいるのかも分かりません。ただ、今現状は、その状況ではないというような報告は受けておるところでございますので、やはりこの実現可能の中で、やはり町民の方々の今の課題だとか、そういったものを解決しつつあるような歩調を合わせて一緒に進んでいただくようなディベロッパーさんが決まるとですね、最終的には事業規模等々も決まっていくのかなと。

それで、これまでは町が主導を、これまでというか、これからも当然主導…主導といいましょうかね、一緒には当然やっていきますけども、何せベースに

なるものが何もなかった。これを民間の方々にやってもらうということ自体が、まず考え方の中には私自身もありませんでした。なので、地元の方々も町がそれだけやる気があるんなら、よし分かったというふうに今現状なっているのかなと思っておりますので、今後も今までと同じような思いの中で、継続的に関係者の皆様方、またこれからは、先ほど申し上げたように町民の方々の意見を含めながら一緒につくり上げていくというようなことの中でやっていく所存でありますので、町がやっぱりですね、公共といいましょうかね、公務員という言い方をしたほういいのかな。やっぱり主導でやり過ぎちゃうと、やっぱりもう、何かな、先ほどビジネスの話がありましたけども、そういったものにね、うまく乗っからないところもありますから、これからは、やっぱり民間の方々の意見を集約しつつ事務的に取りまとめながら、町の役割、権利者の方々の役割、ディベロッパー、皆さん方の役割をお互いに尊重しつつこの事業を丁寧にやっぱり進めていく必要があるというふうに考えていますので、そのように御理解頂きたいというふうに考えています。以上です。

6 番 井 上 ありがとうございます。借金地獄にならないというのはですね、当然議会としても理解をしています。基金繰入れ等をやってですね、それらを含めても10年ぐらいの計画の中で町負担は15億6,000万円だと、一般財源等の額でですね。ですので、それを10年で割るのか、何年で割るのかなんですけども、例えば10年で割ってもですね、1億5,000万ぐらいということで、そこは理解しております。

それに関連をしてですね、質問ということで、町がですね、先ほど主導でやり過ぎないということもありましたが、なかなか松田町の今の地権者の状況を見るとですね、なかなか積極的に、高齢化の関係もあります。今の地権者、権利者の方たちはですね、高齢化をしているというそういった中で、やはり町がある程度ですね、計画の推進に際しての助言、指導というのはですね、当然やっていただけるんですけども、やはり財源的なですね、財政的な支援というものが必要になってくるのではないかなというふうに思います。

以前ですね、計画書、新松田駅のほうの計画書の中にあつたパースのような

部分、パースの図ですね、のような規模での駅前の周辺整備・再開発事業ということで考えるというふうに皆さん理解をしていると思いますが、例えばですね、財政的な支援としては、最初ですね、JR北口の駅前の駐車場を核とした再開発事業の中では、たしかですね、再開発ビルの中に図書館を…図書館なり町の分庁舎を設置をするというふうな計画があったというふうに思っています。また、私どもがですね、様々な首都圏の再開発事業の勉強等をしている中で、県内の川崎とかですね、あと首都圏の再開発ビルを見ますと、再開発ビルですね、ワンフロアなりツーフロアにはですね、会議室とか集会施設、子育て支援施設、分庁舎、そういったものが設置をされているというふうなところを見えています。

再開発組合というと、やはり自分の持っている土地、財産をですね、やはり一旦この再開発事業の中に床の変換というふうな形の中で預けてしまうということで、そういった負担が生じるのかね、今のところ将来的にですね、大分そのこのマンション等の入居者なりテナント等の店舗が大変入ってきて、大分そういった財産価値が上がったというような状況になればいいんですけども、当然その逆もですね、考えられるわけです。そうした場合にですね、やはり町が支援をするという考え方の中で、一例としてですけども、再開発ビルに町の公共施設部分を町の財政負担の中で設ける。また、先ほどですね、買物困難者の解消ということで、再開発ビルの中にスーパーマーケット等ですね、テナントの床分を町が確保し提供すると、そういったような町の財政負担が私は必要ではないかなというふうに思います。にぎわいに関する計画は、これから策定をするという答弁もありましたが、今ですね、町長のお考えは、こういった町の財政負担、支援に対してどう考えるのか、お伺いをいたします。

町長 まず、前提をちゃんとお話しします。町が主導でやらないということは言っていない。やり過ぎないで、やはり民間の方々の御意見を尊重しつつ、やはり役割分担しながらやっていかなきゃいけないのではなからうかという話をしているので、そこだけをまず最初に。

町の機能をですね、集約しながらそのビルに入れていくということは、どの

部分をどうかというのは、これからやっぱり調整しつつあると思いますけども、やはり、今、町民の方々の利便性を一番に考えると、やはりちょっとした支所みたいなものがあつたりとかですね、今、井上さんが言われたように図書館があつたりとかというところと本当にいいですね。もちろん、映画館があつたりとかって、子供たちは何かいろいろ言ってくるんじゃないでしょうかね、多分。買物するところが欲しいとか、多分、まさかボーリング場まで欲しいと言われても困ったりするところもあるかも分かりません。ただ、これもいろいろと町民の方々、子供たちも遊び場が欲しいとかっていうのをよく言っていますので、そこも全体的に今後そういった夢の話がどうやったら実現していくのかというのも、町も一緒になってやっていく中で、町がじゃあこの分は負担しましょう、それでやっていく。その買物の話も出ましたけど、この辺りは、これからしつかりと我々も責任を持って組合の方々、もしくは、じゃあ場所によっては、立場によっては組合員という形になることにもなるかも分かりませんね、土地を持っていますので。その辺、だから一緒にとにかくつくっていく、皆さんの夢を形にしていく、その夢に近づけていくというような格好で町が携わっていただけらな、やっていけるようにしっかりとやっていきたいというふうに考えます。以上です。

6 番 井 上 ありがとうございます。これから検討をされていくということで、なるべく夢を実現をしていくような方向の中で、もちろん財政的な検討というものは当然必要になってくるとは思いますが、そういった部分であればですね、やはり町史上初の再開発事業になるというふうに考えますので、先ほどのワークショップ等を踏まえてですね、それも、ですからやはり本当に複数回やっていかないとなかなか様々な町民の希望を取り入れた中で検討なりを進めていかなければいけないのかなというふうに考えますので、それらについての検討をですね、よろしく願いをしていきたいというふうに思います。

次にですね、今、再開発の事業の中に公共施設なりですね、テナントの不足というふうなことも質問をさせていただきましたが、これらの中でですね、前回ですか、私の一般質問の中で、じゃあ道路整備、この駅周辺整備事業・再開

発事業に関連をした道路整備はどうかということで質問をさせていただきました。それについてもですね、検討をされるということですが、来年度の再開発準備組合の設立というスケジュールで事業が進んでくる中で、今、これからですね、予算編成に入ろうかというふうに思われますが、ぜひ来年度におきまして、様々な計画事業というものを検討していかないと、来年度末の本組合設立という本当に時間がない中で、町民の理解を得た駅周辺整備事業・再開発事業にならないのではないかなというふうに思います。

例えば、にぎわいを取り戻す施策としてですね、町民に示すべき計画をですね、私なりに考えた中で、駅周辺とか町全体のための計画が必要だというふうに思います。駅周辺だけでなくですね、やはり町に及ぼす影響の中で、例えば、駅周辺でのバスや自家用車の回遊のためのですね、道路整備計画というのを、やはりこれは早急に示す必要があるかというふうにも思います。また、先ほどですね、にぎわいを取り戻すための計画は予定をされているということですが、これもですね、やはり振興計画、商工振興の計画ということで、再開発組合、本組合設立の前にですね、やはり町民に対しても示しておくべきだというふうに考えます。

駅の利便性、これはですね、松田町の住民だけでなくですね、乗降客と、乗降客の中に含まれますが、やはりその新松田、松田駅を經由する観光客が今後ですね、コロナ等の回復からですね、多くなってくるというふうなところの中で、駅周辺ですね、様々な交通規制が今あります。大変ですね、松田町に初めて来る方たちは、一方通行の規制等が難しいと、かなりその通行規制に違反をしてしまう方もですね、時々見受けられています。そういった部分、交通規制計画をですね、やはりその回遊、バスや自家用車の回遊を示す計画の中にもですね、含めた交通規制の計画案等をですね、議会、住民に示し、駅周辺整備事業や駅周辺の各種計画に理解を得ることが必要だと思います。これらはですね、やはりその本組合設立前の段階の中でこういう計画がありますと、実施時期については、先ほど、ディベロッパーの決定等も踏まえた、そういったバランスの中で、スケジュールの中で決まってくるというふうに考えますが、そう

いったものをですね、来年度予算の中に取り込んで示していくというふうな考えがあるかどうか、お伺いをいたします。

参事兼まちづくり課長

御質問ありがとうございます。まずですね、今御質問の中でありました駅周辺におけるバス、自家用車、また利用者の方々に対する交通ということでございます。前回もお答えさせていただきましたとおり、駅前の広場を造るだけでは、安全性を保てるわけではありません。御指摘のとおりその周辺の道路も検討の中に入れながら、来年度以降、駅の基本設計を、駅前広場の基本設計をやっております、今ですね、来年度もそのまま引き続きそれをやる予定です。そして、その中では警察協議ということが入ってまいります。すると、警察では、周辺道路についてどう考えているのかということを確認に指摘されるのは、もう予想がつく範囲でございます。町といたしましても、周辺町道の整備について、今後決定を次第、順次一般の方に御説明をさせていただきながら、決定というよりもプロセスを踏みながら、段階を踏んで皆様に御説明をさせていただいて、将来はこういうふうにしていきたいということをまず皆様にはお知らせしたいと思っています。

それから、最後のほうにありました交通規制と回遊性ということでございます。交通規制につきましては、利便性の向上だけ、利便性の向上を上げたいから交通規制を解除するというのではないと思っています。それはですね、規制をした理由があったはずなんです。例えば、学童の通学時間帯に多くの車が通るのは危険だよと、そういったことがあったから多分この道路は規制をされたんじゃないかというように考えています。ということは、駅の周りを整備したからといって、じゃあ幅が広がったからどんどんどんどん車を通せばいいじゃないかと、そういうことでもないと考えます。当然交差点というのはあればあっただけ危ない、歩道があっても、じゃあ速度が上がれば安全なのかと、いろんなこともありますので、これは警察と、それから多分大きな問題は、通学路に関する規制だと思うんですね、ほとんどの例が、7級が多いので、多分通学・通勤の方々のためだと考えています。その当時、どうしてそれをやったのか、そこまで遡りながら、保護者の皆様と考えながら一緒に学校と考えてい

きたいと思います。以上です。

6 番 井 上 回答ありがとうございます。そうですね、ただですね、そういった交通規制が始まった時点はどういうふうな原因で、理由で行われたのかということもありますが、今回ここですね、先ほど言いました回遊性を含めた中での道路整備計画も検討されているということであればですね、大分その辺の道幅とかですね、道路幅員とか、そういった、あとカーブとかですね、そういったところの状況は当然変わってくると。そういった中で、じゃあ新しい交通整備計画、交通規制計画、交通規制はどういうふうにあるべきかというところをですね、やはり古くからの考え方もありますが、こういう新しい道路に対応したそういった交通規制をですね、やはり議会と町民に示して、それぞれのそういった判断を得ていただくことが必要なのかなというふうに思います。

最後になりますが、この再開発事業の中でですね、様々な公共施設とか利便性を含めた中で、駐車場設備、先ほどの基本計画の中のパスの中で未確認駐車場が示されています。それについてはどうなのかということで、事業規模に応じた再開発事業のやはりディベロッパーさんがどれだけ投資をしていただけるのか。そういったものによってですね、その辺というのは変わってくるというふうなことを担当課からもお聞きしていますが、やはり町のにぎわいを取り戻すための政策でですね、やはり買物困難者のためにそういった再開発ビルのフロアを使うなり、子育て支援施設というものを中に設けるなり、様々な観点からですね、いきます。あとは、通勤者とかJRへの乗換え者とかですね、あと観光客でもですね、やはりその駐車場をですね、利用するということが本当ににぎわいを取り戻すための計画の中には必要なのではないかなというふうに思います。

そこで、担当課のほうの考え方として、じゃあ駐車場整備というのは、こういったメリット・デメリット。当然造ればですね、お金がかかります。駐車場というのは、やはりその設備の維持費も大変かかるというふうにも聞いています。そういったものについてのお考えをお聞きをしたいと思います。

参事兼まちづくり課長 御質問ありがとうございます。おっしゃるとおりでして、これから集約施設

の中にテナントとして入る、例えば、先ほどから町長も申しますとおり、公共施設がその中に誘致されると、そういった場合、また住宅系の建物ができる。そういった中では、その施設に応じた駐車場の数というものが確実に必要になってまいります。議員おっしゃるとおり、経済性も考えなきゃいけない。ディベロッパーさんがいつも満車で回転のいいように経営できれば駐車場としてもいいんでしょうけども、駅利用者の人がいつ使うが分からない駅利用者のために何十台と空けていて、じゃあ年間で空いてる部分が多くて駐車場としての利益が上がらないと、そういったことだと多分ディベロッパーさんは支出しないというふうに考えます。

ただし、そういった場所を町営駐車場として一時駐車、駅への送迎に15分間無料にするとか、そういった取組をしている市町村はたくさんあります。一部を町が借り上げて乗り入れのために無料で何分間かは車を入れて出ていってもらうのもただにしようね、それはその分は町が負担しますよとやっている、新幹線の駅なんかでは結構あります。ですので、そういったことも今はもう検討を始めています。全てを民に任せるのではなくて、町でも必要な台数、また皆さんの利用に応じた台数が確保できるような駐車場対策をしてみたいと思います。以上です。

6 番 井 上 それではですね、駐車場の関係はですね、理解をさせていただきましたというか、ぜひですね、そういった駐車場をですね、設置をするような計画をですね、示していただいてですね、まずは議会と町民がどういうふうな判断をされるのか。駅前で至近の距離にあるのであまり、徒歩でいいよという方もいらっしゃると思いますし、やはり買物を、買って家に持ち帰る際にはですね、やはりどうしても重たいので、自家用車で運ぶことが必要だという方もいらっしゃると思います。そういったものをですね、先ほどの様々な計画の中でですね、示していただきたいというふうに考えます。

最後になりますが、町長にですね、そういった新松田駅周辺整備事業・再開発事業に対するですね、議会・町民に示される計画のですね、来年度以降の予算計上について、どんなふうにお考えになるのかをお聞きして最後といたしま

す。よろしく申し上げます。

町 長 必要に応じた予算を必ず計上します。ぜひお認め頂けるように、よろしくお
願ひします。以上です。

6 番 井 上 ありがとうございます。そういったものが提示されればですね、議会とし
ても十分理解、研究をして、議決の形の中でですね、審議をしていきたいと思
います。ありがとうございます。

議 長 以上で受付番号第3号、井上栄一君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。休憩中に昼食を取っていただき、午後は1時30分より再開
いたします。 (12時10分)

議 長 休憩を解いて再開します。 (13時30分)

受付番号第4号、唐澤一代君の一般質問を許します。登壇願ひます。

1 番 唐 澤 それでは、議長の許可が下りましたので、一般質問をさせていただきます。

受付番号第4号、質問議員、第1番 唐澤一代。件名。学校・家庭・地域が
連携した性の多様性を尊重する社会づくりについて。

当町では、昨年10月に「パートナーシップ宣誓制度」を創設しましたが、L
G B T Qへの理解を含めた広い視野で、学校・家庭・地域が連携した性の多様
性を尊重する社会づくりを推進するとともに、性に関するあらゆる問題の発生
防止や解決を図る必要があります。そこで、次のことについてお伺ひいたしま
す。

(1) 学校における性教育は、どのように実施されているのか。

(2) L G B T Qへの理解を深めるための教員研修や、児童・生徒への教育
指導は、現在、何に位置づけられ実施されているのか。

(3) 男女平等参画及び性の多様性を尊重する社会づくりのための条例を制
定し、町づくりをする必要があると思うが、町としてのお考えは。以上です。

教 育 長 それでは、唐澤議員の御質問に順次お答えさせていただきます。

まず1点目の学校における性教育に関してですが、文部科学省が学習指導要
領に定めるとともに、それに基づき作成された教科書を活用し、各学校におい
て、子供たちは主に体育及び保健体育の授業にて学んでいます。小学校では、

主に小学校学習指導要領の教科「体育」の保健領域で体の発育、発達について学習をします。その学習の中で自己の課題を見つけ、その課題解決を目指し、自分の性について見つめ直せるような指導をしています。

具体的な指導としては、小学校1、2年生では、学級活動の時間などを使用して、男女の体の違いやプライベートゾーンについての学習などを行っています。特に小さい子供は、体の大切な部分、「水着で隠れる部分等」というような表現もされておりますけども、それを見せない。触られては嫌だという感覚が身についていない場合もあるため、このような学習を通して親しい人にも見せてはいけない体の大切な部分や、触らせてはいけない体の部分があるということが自覚できるようにしております。本格的な性教育については、小学4年生で行う保健の学習で行います。ここでは体毛が生えたり、身長が伸びたりなどの体つきの変化、生理や初潮、精通などの体の内側の変化、そして異性のことが気になったり、好きになったりするなど、異性への関心が芽生えるというような心身の発達・変化について学習をしています。

中学校では、中学校学習指導要領の教科「保健体育」の保健領域で心身の機能の発達と心の健康について課題を発見し、その解決を目指した活動を通して指導しております。具体的には、中学1年生では生殖機能の発達などについて学習をしています。そして、中学3年生で性感染症の予防などについて学習をしています。なお、小学3、5、6年生、中学2年生では性教育としての内容はありますが、必要に応じて特別活動などで扱うことがあります。

こうした中で、町立小・中学校における性教育は、日頃から発達の段階に応じた効果的な授業を行えるよう、授業改善に取り組んでおります。また、中学校の生徒の中には、間違った性の知識を有している者が、場合があります。このような生徒にはきめ細やかな指導が必要となるため、学級担任や養護教諭などが連携し、個別の指導を行うようにしております。

性教育については専門的な内容もありますので、外部から専門的な知識を有する方など、ゲストティーチャーとして招くなど、外部機関との連携を深めることも必要になってくることも考えられるため、今後も学校と連携して取り組

んでまいります。

次に、2点目の御質問についてお答えいたします。LGBTQへの理解を深めるための教育研修や、児童・生徒への教育指導に関してですが、今のところ明確に位置づけられているものはありません。しかし、文部科学省により、「性同一性障害に関わる児童・生徒に対応するきめ細やかな対応の実施について」という通知が平成27年に出され、翌年28年にその教職員向け周知資料が、さらに30年にも資料が出されており、これに基づいて研修や指導、そしてきめ細やかかつ適切な対応に努めております。また、神奈川県においても教職員に対しての教育研修は、人権教育指導者養成研修講座で性的マイノリティー研修の実施や、人権教育学習教材を作成するなど、人権教育の一環としてLGBTQへの理解を深めるための取組を行っております。

学校内においても、年に1回以上、校内研修等で教職員を対象とした人権研修を行っております。さらに、児童・生徒に対する指導に関わるものは、指導の共通理解を図るために、文部科学省から出されている生徒指導提要と内容を基本としております。今後生徒指導提要が改訂が予定されており、「性的マイノリティーの児童・生徒のよき理解者となるよう努める」というような文言や、その対応に関する項目も盛り込まれることになりました。今後は教育委員会と学校と情報交換を行い、LGBTQの話題を取り上げるなど、教員自らが性の多様性を認め合えるように研修を積み、教師としての人格的資質の向上を目指す研修も考えていきます。

児童・生徒への教育指導については、これまでも学級活動や道徳の授業で人権について触れています。また、小・中学校とも総合的な学習の時間にSDGsについての学習も進めており、その中でジェンダー平等について考える機会も設定しております。今後児童・生徒への指導は、町のSDGsに関わる取組や、町男女共同参画プランなどの情報提供も行い、参考としていただくことも考えております。

こうした中で、学校、家庭、地域において、性を含む多様性を認め合う社会の担い手となるよう、また、子供たちにも人権教育を基盤としてLGBTにつ

いても理解を深めていけるよう、教育指導に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の質問は町長よりお答えいたします。

町長 それでは、3点目の御質問に私のほうからお答えをさせていただきます。

男女平等参画及び性の多様性を尊重する社会とは、2018年、平成30年になりますが、に策定をいたしました松田町男女共同参画プランに明記している、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会と同様なものだというふうに認識しております。そのような社会の実現に向け、人権に係る諸課題、DV、ハラスメント、性的マイノリティー、いわゆるLGBTQの方々への差別などの解消に向けた取組について、現在松田町男女共同参画プランに位置づけ、施策を展開しているところであります。

具体的には、まずLGBTQという言葉の認知度を上げる取組から始め、次にLGBTQの方々への理解、LGBTQの方々に対する偏見や差別は人権問題であるとの認識を持つため、平成29年度にはLGBTQを取り上げた町民向けの人権研修を行いました。その後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、研修等は行えておりませんでした。令和3年度にはパートナーシップ宣誓制度を創設し、足柄上郡1市5町で協定を結び、広域での啓発などの活動を行っているところでございます。

町が進めているSDGsの取組の一つでもあるジェンダー平等、ジェンダーフリーにもございます。差別と偏見といった、目に見えない様々な障壁を取り除き、相互理解を深めていくことが性の多様性を尊重する社会の実現には重要であります。神奈川県内では平成31年には横須賀市が県内初となる横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例を、今年度、令和4年度に逗子市が逗子市男女平等参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例を制定しております。また、全国に目を向けますと、東京都渋谷区は、平成27年度に渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例を制定し、目

黒区では令和2年度に、目黒区男女が平等に共同参画し、性の多様性を尊重する社会づくり条例を制定されております。

性の多様性を尊重する社会の実現に向け、積極的に取り組んでおられる自治体が増えつつあることは承知しております。町といたしましても、そういった先進的な取組について情報収集を行い、多方面より様々な御意見を頂戴し、推進条例として制定について研究を行いながら、その間でありますが、男女共同参画プラン、現在ありますプランにのっとり取り組んでまいりたいというふうにも考えております。以上でございます。

1 番 唐 澤 御丁寧な回答ありがとうございました。それでは、幾つか再質問をさせていただきます。

大きな項目の1に関連することです。コロナ禍において各都道府県の妊娠相談窓口には、妊娠したかもしれないという、10代の少女からの相談が相次ぎ、このとりのゆりかご、赤ちゃんポストを運営する熊本県の慈恵病院妊娠相談窓口では、2020年4月には過去最多の75件だったとメディア等でも報道されています。少女や少年たちが性に関するあらゆることで悩み、親や先生に相談できずにいる場合、どこに相談窓口を設置しているのか、また、どのような周知方法を実施しているのか教えてください。

教 育 課 長 それでは学校についてです。学校につきましては、専門的なことは養護教諭がそれを担っております。養護教諭が教えるなど、学校をチームとして、校長先生をリーダーとして授業づくりをしてしておりますが、そういった性的なものにつきましても養護教諭が中心になって相談に乗ってる状況でございます。

周知方法につきましては、学校長から担任に周知をしまして、そこから生徒に、何かあったら養護教諭に相談してくださいねといった、通常の、日常の周知で流しております。以上です。

子育て健康課長 生徒のお子さん以外の一般的なことになると、実際にはそういった御相談はこちらのほうにお寄せはないんですけれども、そういった御相談あった場合には神奈川県の方の女性相談窓口、そういったものがございますので、そちらのほうへ御案内をする予定でございます。

1 番 唐 澤 ありがとうございます。少年・少女が妊娠という現実に向き合ったときに、なかなか親に言いづらい、先生にも言いづらいというのが現状だと思います。そこで、悩んで行き場がなく出産まで至るという状況が全国でもあったりしますので、そのような状況がないような体制、また、今ある相談窓口だけではなく、いろいろなシーンをですね、想定して、周知方法等徹底していただきたいと思っています。

その中でも性教育において、例えば担任の先生や、先ほどまで国語などの別の授業をしていた先生が性教育を行うことに対して、児童や生徒たちの気持ちの切替えがなかなか追いつかないこと、また、少女から見て男性からの指導、逆もありで、少年から見て女性からの指導に抵抗を感じる児童・生徒もいると考えます。そこで、デリケートな心理的・物理的距離感に配慮し、性教育に関して産婦人科等の医療機関と連携しながら、指導者と学ぶ側の間にワンクッション入れた性教育の指導対応をしていく必要があると考えますが、町としてのお考えをお聞かせください。

教 育 課 長 先ほどの答弁と繰り返しになりますが、専門的なことは養護教諭が相談に乗っております。その相談の、男性だったら男性、女性だったら女性の、担任じゃない女性の先生が相談に応じたり、そうした工夫をしながら指導をしております。また、性的なことと直接関わりがあるかどうかということもありますが、中学校では月1回の生活アンケートというものをやっております、小学校では学期に1回アンケートをしています。その中ではいじめや、そういった学校での課題の中に性的問題も含まれておりますので、そういったところで日常は担任の先生が拾いまして相談に応じてるといったケースもございます。

1 番 唐 澤 ありがとうございます。医療機関と連携するということがなぜ必要であると考えたのかといいますと、例えば保健室の先生にも言えない、担任の先生にも言えない、親にも言えないってなったときに、性教育の場で医療機関、産婦人科の先生とかが専門的に来てくださってた場合、そこにも相談に行けるという選択肢が生徒の中で増えてくると思うんですね。なので、あと、ふだん一緒にいる先生、近い先生から指導を受けるよりかは、本当にプロという方から学ぶ

という体制を整えることで、逆に生徒が相談しやすいというパターンもあると思います。なので、いろいろな都合もあるかと思うんですけども、そのような体制を整えることも一つの案として検討していただきたいと思います。

それでは次の質問です。東京都の都議会でも報告されている内容なのですが、ある政党のジェンダー平等委員会の痴漢被害に関するアンケート結果がございまして、まずは参考にお伝えいたします。アンケートは約3か月間、インターネットで実施、1,435人が回答し、そのうち女性が83%を占めた。回答者の96%が性被害経験があり、被害時の年齢は18歳以下が71.5%、小学生、12歳以下が34.5%に上っている。被害内容は、体を触られる以外にも、性器などを見せられた、盗撮されたなど、多岐にわたっている。被害時の対応では、何もできなかった、54.8%、怖くて反応できなかった、49.8%が圧倒的多数。被害後の後遺症に苦しみ、電車に乗れなくなって、不登校、中退、転校や転居を余儀なくされたとの声も少なくないとのこと。アンケート結果をお伝えしましたが、少女だけではなく、少年が成人の女性や男性から性被害を受けてしまったという現実があることも見過ごせません。

このアンケート結果を知って、こんなにも多くの子供たちが被害に遭い、苦しんでいると分かり、とてもつらい気持ちになりました。そして、これは氷山の一角であり、声にできずに、今もなお苦しんでる子供や大人がいることに対しても様々な対応が必要です。

そこで、学校において、子供たちへ痴漢被害に関するアンケートを実施したと先ほど答弁にありましたが、それに併せて、どのように学校は具体的な対応をしているのか、また今後どのように対応の改善を行っていくのか、お考えをお聞かせください。

教 育 長

それではお答えさせていただきますけども、まずちょっと痴漢アンケートは取ってません。やはりそういった、先ほど課長のほうから申し上げたとおり、月1回のアンケートの中でそういった状況が出された場合には、子供に寄り添って、誰が寄り添うか、また、それは子供が、男性教員がね、もし女性が被害でしたら、男性教員が寄り添うということもなかなか難しいので、やっぱり女

性の教員でしっかり状況を聞きながら、しっかり心のケアをしていく。場合によれば、スクールカウンセラーとかそういったところにつないでいくような体制は取っております。

管内でも変質者の露出とかそういった被害に遭う状況は、この管内でも報告は入っています。ただ、すぐ、子供たちがそういう状況遭ったら逃げるとか、大きな声で助けを求めるとか、そういった指導は日頃から、その痴漢だけじゃなくて、犯罪防止、巻き込まれないような指導をしております。また、対応もしております。ですから、子供たちからそういった露出とかそういった状況の被害遭った場合でもすぐ連絡が入って、そしてこの管内地域に、全部に教育委員会を通して連絡する、そして子供たちにも注意喚起をする、そういったところもあります。ですから、そういった、あと松田町ではそういう状況の中で、日頃ボランティアの方、パトロール等も登下校時していただいておりますので、そういった予防にもつながっていると思います。ただ、子供たちにはしっかりとそういった状況の中で性被害に遭わないような対策といいますかね、対応とか、もしそういった遭遇した場合の対処、そういったところまで一応、指導のほうはしておりますので、今後も松田町の子供たち、被害遭わないような形で防止に努めていきたいというふうに思っております。

1 番 唐 澤 ありがとうございます。そうですね、対策としまして、例えば防犯ブザーだったりとか、そういうものもあると思うんですけども、やはり何かあってからでは遅い。その人の人生も左右してしまう出来事になりますので、どうか皆さんの強力な体制をですね、しっかり整えて、今後もよろしく願いいたします。

町を歩いていたり、保護者の方々から異性に対する思いやりのない性的な話題、以下、いわゆる「下ネタ」とちょっと表現させていただきます。下ネタに悩む生徒の声が聞こえたことがございます。女子生徒、女子児童に限ったことではありませんが、異性や信頼関係がない間柄での下ネタは、正直ただただ気持ちが悪く、怖い印象も受けるものです。学校における指導において、先ほど答弁の中にそのような指導が必要な生徒には個別で指導を行っているとのこと

なんですけれども、やはりこの件に関しては家庭においても協力が必要であると考えております。家庭に向けての指導教育はどのように…協力、指導協力はどのように実施されているのか教えてください。

教 育 長 まず、家庭のほうにつきましては、当然学習、性の指導に関して内容的なものもお伝えするようなこともありますし、県のほうからもですね、こういった「家庭教育ハンドブック すこやか」、この中にも触れられております。当然学校でそういう、先ほど「下ネタ」という言葉使われた…すみません、使わせていただきますけど、そういうふうな状況で、子供のほうでいろいろ、やはり周りを配慮しない中でそういう話題にしたりとか、そういうふうな状況の中では当然個別だけではなくて、学級、学年、全体を通しながら、あるいは全校に対しても指導するケースはあります。そういう部分で、そういったことがある状況については、当然懇談会とか、場合によっては該当生徒の保護者のほうにも、ちょっとこういうことがあってということで、きちっと報告しながら家庭の協力は得るといような体制は取ります。ただ、先ほど申し上げたとおり、最近いろんなネット関係とか、いろんなことで子供たち自身が、とにかく誤った知識、あるいはそういったセックスとかそういったものの関心、自分の関心の高いものばかり知識を得てしまうような状況があるので、そういったインターネット関係についても、情報教育じゃないんですけれども、正しい情報をしっかり自分で収集して、振り回されていないような、性教育だけ…以外のところからもアプローチしていかないといけないというふうなところは学校も指導で押さえていただいておりますので。

そういった状況の中で、家庭への周知という部分もそのネットの使い方も含めた中で、やはりセキュリティーといいますかね、そういったものも対策も含めた中で依頼してるところですし。とにかく、学校でそういうふうな状況のあった場合には、子供たちだけではなくて、家庭のほうにも伝えながら、指導の協力を得るとい体制づくりはしておりますので、今後もそういった状況で努めていきたいと思っておりますので、御理解頂きますよう、よろしく願います。

1 番 唐 澤 ありがとうございます。引き続きよろしくお願ひいたします。

性教育と聞くと、少し女性の体の変化だったりとか、生理に始まり、そういったことがやや強く感じられる印象があるのかなど、私、個人的には考えているんですけども、その中において、男性の方々、男子生徒・児童に対しての性教育の現状ですね、その内容をもう少し濃くしていただけたらなと感じることが多々あります。その中に、日本社会の価値観の中に性欲はコントロールできないというゆがんだ認知があります。加害者は痴漢行為をするために状況を選んで計画的に行い、また、逮捕されないためにスキルを上げ、どんどんエスカレートするというパターンが圧倒的に多いとの調査結果があります。何が言いたいのかといいますと、性欲はこのようにコントロールができていくということです。性被害を防ぎ、負の連鎖を断ち切るためにも、性教育に痴漢、盗撮問題のカリキュラムを組み込み、子供の頃からしっかりとした知識や対策を学び、問題の発生防止や解決を図る必要があると思いますが、学校としてのお考えと今後の改善方法の構想がございましたらお聞かせください。

教 育 長 御質問ありがとうございます。確かに性欲の問題、よく人間は性欲・食欲・睡眠欲という、この3欲言われていますけれども、当然性欲は出てくるのは当たり前なことだと思います。ただ、それをいかに自分が精神的にコントロールできるか、コントロールしていくか、それが大事なことなんだということを基盤にしながら、やはり学校のほうとしても自分でコントロールしてきちっと抑えていけるような状況のために正しい知識を与えたりとか、そして男女お互いにしっかりその特色を知った中で、お互い大事にしていくと。自分も大事にすることももちろんですし、相手も大事にしていくことも大切なことだということで、人権教育も含めながら、あらゆる、教科だけじゃなくて、いろんな道徳とか総合的な学習とか、いろんな、それ以外の教科以外でも日常生活の中でその人権教育を高めていくように学校としては努力しております。

ですから、やはり将来的にそういった性欲が出てくるのは当たり前だけでも、それが相手を傷つけるような出し方とか、そういったものはとんでもないことであり、やはりきちっと自分でコントロールしていく、いける力と考え方、知

識、そういったものがやはり身につけていけるよう学校でも努力しておりますので、また今後さらに、そういった将来的に、やはり大人になったときでも、また、なる前でもですね、もう中学校の段階からそういったものは芽生えてきますので、大事に指導はしていきたいというふうに思っております。以上です。

1 番 唐 澤 ありがとうございます。やはりですね、女性側がもうしっかりと要望といたしますか、対策を取っていたとしても、やはり体のつくりの構成から、男性の力にはかなわないという現実もあります。なので、大人の男性の皆さんが子供たちにですね、力の使い方というものを丁寧にしっかりと正しく、引き続き指導していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、大きな項目の2番に移らせていただきます。先ほどの性教育において、痴漢、盗撮問題等のカリキュラムを組み込むこともそうですが、今は13人に1人の割合と言われているLGBTQの理解と知識を子供のうちから深めるために、今後LGBTQの項目等も含めた教科書の要望や選択、学習指導要領の改定時に向けてのアクションや計画を議論し、今から固めていく必要があると考えます。学校として、去年、おとしなど、学習指導要領の改正がされたと思うんですけども、過去のその改正時における町としてのアクションはどのようなものがあったのか。また、今後そこに向けてどのように考えているのか、その構想をお聞かせください。

教 育 課 長 個別、松田町としては学習指導要領の中にそのLGBTQをより含んでくださいというような要望は行っておりませんでした。今後につきましては、そのLGBTQ、理解を深める構想といたしましては、人権尊重の理念に立ちまして、性同一性障害や性的嗜好、性の自認等で悩みを抱えます児童・生徒、こういった方が偏見や差別を受けず学校生活を送るためには、教職員が正しい理解を深め、学校全体で対応していくということが重要であると考えております。ポイントとしましては、まずは多様性を受容するという視点が大切であると考えます。性同一障害などに関わる児童・生徒に関わらず、全ての児童・生徒が共通するものでございます。全ての教育活動において教職員が心がけるように、そういった考え方、構想を持って取り組んでまいりたいと思っております。以

上です。

1 番 唐 澤 ありがとうございます。確認ですが、年に1回以上校内研修等で教職員を対象とした人権研修を行っているという御答弁頂いているんですけども、こちらは任意でしょうか。それとも、必ず全員が受けるというような体制を取られているのでしょうか。

教 育 長 まず、県とか外部からの研修の案内来たときに、当然任意の参加でというものもありますが、県で行われている人権教育については全員ということには、これは全県の教職員全部集まるわけにはいきませんので、各学校何名とか、そういった指定もございます。必ず教員のほうもですね、研修に行ったら復命のほうはしておりますので、どんな内容であったか、資料も含めた中で、そこで校内研修をやりながら広めたりとか、そういった形もしておりますので、研修の内容によっては参加人数が限られたものもありますし、校内で研修をやっている場合、校内の研修、人権研修はこれは教職員全部集まった中で研修を進めているというのが実情でございます。

1 番 唐 澤 承知いたしました。任意の場合ですと、やはり認識に、何ていいますかね、違いが出てくると思うので、その情報共有等をしっかりされて、子供たちにつながるように引き続き指導に向けて頑張っていきたいと思えます。よろしくお願いたします。

それでは、大きな項目3のほうに移らせていただきます。松田町では子供たちの医療費が18歳まで無料と拡充されました。しかし、性の多様性を尊重する社会づくりにおいても重要な機関である産婦人科がない状況で、全国的にも先進的である医療費助成の取組を生かし切れていない側面もございませぬ。そこで、親や先生になかなか打ち明けられない児童・生徒が路頭に迷わないためにも、親や先生の付き添いを必要とせず、もっと気軽に自分の性や命に向き合うことができる体制や機関が早急に必要と考えます。過去にも一般質問をさせていただいたり、女性議員の中では子育て支援に力を入れている方々では、ネウボラという言葉や…言葉というか、その機関を知らない人は今は少ないほうかなと思っているんですけども、松田町としてチルドレンファーストの取組として

も全国的に広がりを見せているネウボラや、ネウボラのような活動を松田町に導入し、委託し、国からの助成金なども生かしながら、効果検証をしていく働きがあってもよいと考えますが、町としてのお考えをお聞かせください。

子育て健康課長 ただいまのネウラボについてなんですが、出産や育児のそういった支援する施設ということで伺っております。一応産後ケアという部分では、一応ですね、宿泊型、昨年度までは考えておりましたけれども、本年度は宿泊以外のところ、家事支援、そういったものも使えるような形で進めております。もう少し大きい意味での育児支援というところは、今のところは子育て支援センターとかファミリーサポートセンター、そういったところのみということで、それ以上のところはちょっと今、ちょっとすぐには考えていないのが現状でございます。

1 番 唐 澤 ネウボラというNPO法人を今題材として挙げさせていただいたんですけれども、こちらの団体は確かに産前・産後ケアもされています。でも、このコロナ禍で一番注目された事業が訪問事業になります。これはNHKのテレビ番組でも特集をされたりとかもあるんですけれども、何をするかといいますと、乳幼児とか赤ちゃんとかだけではなく、小学生、中学生、高校生の子供たちに対して、悩みとかがないかというようなことを訪問して伺うということも行っているんですね。その中で例えば、一番最初に質問させていただきました、妊娠したかもしれないというお子さんが、親にも先生にも言えない、学校の保健室にも言えない、病院にも行けないってなったときに、ここのNPO法人さんは訪問して簡単な妊娠検査などを行って相談に乗り、適切な機関へと一緒に付き添いながらするということがもされています。コロナ禍の中でやはり望まぬ妊娠というものも増加しておりますので、この辺りの支援なども町のほうで研究されて、導入していただけたらと思います。

議 長 通告時間が過ぎておりますので、意見をまとめてお願いします。

1 番 唐 澤 ありがとうございます。ですので…。

議 長 質問を。

1 番 唐 澤 質問。よろしく申し上げます。質問いいですか。質問いいですか。ありがとうございます。すみません、最後の質問になります。

産婦人科は今のように妊娠・出産、産前・産後ケアだけではなくて、全ての
子供、大人、男女問わず全ての人が対象であります。生理などの体のサイクル
や、避妊方法や性行為などの性教育、思春期や更年期の変化における体や心の
ケア、性犯罪、性被害の緊急対応、そのようなことを、またLGBTQにおい
ても専門的に対応している場所です。こちらの産婦人科の誘致や足柄上病院の
産科の再開に向けて…。

議 長 時間になってますけど。

1 番 唐 澤 あ、終わりということですか。

議 長 あとはじゃあ、直接。

1 番 唐 澤 分かりました。

議 長 担当課のほうに。

1 番 唐 澤 分かりました。すみません、遅くなりました。以上になります。よろしくお
願いします。

議 長 以上で受付番号第4号、唐澤一代君の一般質問を終わります。

録画の準備しますので、多少…少々お待ちください。

受付番号第5号、古谷星工人君の一般質問を許します。登壇願います。

2 番 古 谷 それでは、議長のお許しが得ましたので一般質問をさせていただきます。受付番
号第5号、質問議員、第2番 古谷星工人。件名、寄幼稚園、寄小学校の今後
について。

寄地区の幼稚園、小学校教育について、令和4年5月から検討委員会を立ち
上げ、来年3月には町長への提言書を提出する予定でスケジュールが組まれて
います。既に検討委員会も2回開催されています。そこで、次のことについて
お伺いいたします。

(1) 今後の園児・児童の推移はどのようになっていますか。

(2) 「小規模特認校制度導入」の考えはありますか。

以上です。よろしくお願いいたします。

教 育 長 それでは、古谷議員の御質問に順次お答えさせていただきます。

これまでも議会全員協議会で報告させていただいているところですが、まず

初めに検討委員会の経過につきまして、少しお時間を頂き、説明させていただきます。御質問の内容にありましたとおり、寄地区の幼稚園、学校教育についての検討委員会は5月31日に第1回を開催し、第2回を7月28日、ただ、コロナ感染の状況により、これは書面会議で開催させていただきました。この検討委員会は社会の動向や地域の特色を見据え、今後の松田町の将来の教育環境を展望した中で、より質の高い教育を目指すために寄地区の幼稚園、学校教育の進め方に関する調査検討を行うことを目的に設置したものであります。

設置理由につきましては、次の2点を検討委員会設置要綱第1条の趣旨で説明しております。1点目は、国の学校規模適正化に関し定めている標準基準、12学級以上18学級以下を下回っている場合には、教育上の諸課題が顕在化することが懸念されるため、学校統合の適否の検討、または小規模校を存置する場合の充実策等を検討することが必要であると示されていること。2点目は、平成28年9月23日に、町教育委員会が町へ提出した松田町立幼稚園、小・中学校の適正規模配置の在り方の提言において、寄中学校は松田中学校に統合の方向が望ましい、寄幼稚園、寄小学校は現状のまま存続することとするのが望ましいが、町立中学校統合後3年を経過した時点で改めて検証を行い、必要に応じて対応すると示されていたことであります。このため、検討委員会では国の通知による検討の必要性があること、中学校統合後3年を経過した時点で改めて検証することと併せて、寄地区の子供たちにより質の高い教育を目指していきたい、統合ありきの話ではないということを説明してきたところでございます。また、今後は最終的に令和5年3月までに検討委員会で調査検討した結果を提言書として取りまとめ、町長へ提言書を提出する予定で進めております。

それでは、1点目の今後の園児・児童の推移について回答させていただきます。まず、幼稚園、寄幼稚園の園児数ですが、令和4年度は年少児2人、年中児3人、年長児4人の計9人であります。令和5年度の園児数は、現時点では年少児1人、年中児2人、年長児3人の計6人を見込んでおります。各年度の説明としまして、各学年の年少児数は、寄地区にお住まいの子供が幼稚園の年少児学級に入園し、保育園、私立幼稚園の入園が見込んでいないものとしてお

ります。また、他の学年、年中児、年長児は、前年度からそのまま持ち上がった場合による人数で見込んでおります。令和6年度以降の園児数も算出に説明しますと、令和6年の園児数は合計7人、令和7年度の園児数は6人を見込んでおります。このように、令和4年度以降の園児数は現状では増加することが見込めない推移となっております。

次に、寄小学校の児童数ですが、令和4年度の児童数は23人であり、内訳といたしまして、1年生1人、2年生2人、3年生5人、4年生2人、5年生6人、6年生7人の計23人であり、1、2年生は複式学級で編制しております。令和5年度の児童数は合計20人であり、各年度の説明といたしまして、幼稚園と同じように、1年生は寄地区にお住まいの子供が1年生に入学し、他の小学校への入学は見込んでいないものとしております。また、他の学年、2年生から6年生は前年度からそのまま持ち上がった場合による人数で見込んでおります。同様に算出しますと、令和6年度以降の児童数は19人、令和7年度の児童数は20人、令和8年度の児童数は16人となる見込みです。このように、令和4年度以降の小学校各学年の全校児童数は微減しており、各学年の児童数も10人以下であるなど、現状では増加することが見込めない推移となっております。

次に、2点目の小規模校特認…ごめんなさい。小規模特認校制度導入に関して回答させていただきます。まず、小規模特認校制度につきましては、小規模校の教育活動の一層の活性化を図るとともに、特色のある教育活動を展開している小規模校において教育を受けさせたいと希望する児童・保護者に、通学区域外で同じ町内からの入学を認めるものであります。したがって、この小規模特認校制度を寄小学校で実施する場合には、松田小学校区に移住しており、寄小学校に入学を希望する児童・保護者に限るものであります。

小学校特認校を実施している学校でのメリット・デメリットですが、それぞれ大きく4点ずつ挙げられております。メリットの1点目につきましては、小さな集団で過ごすことで人間関係が硬直化していたが、他の地域の児童・生徒と接することで、表現力を向上させることや人間関係を再構築するなど、学級

及び学校を活性化しやすい。2点目は、小規模校であることで学習指導や生活指導等においてきめ細やかな指導を行うことができる。3点目は、保護者や地域住民との連携により、地域の特性を生かした特色ある教育活動を行うことができる。4点目は、選択を認めることで保護者や児童の希望に添うことができるなどが挙げられています。

また、デメリットの1点目としては、多くの希望者数が望めないケースが多く、根本的に学校規模等の適正化を図ることは難しい。2点目は、クラス替えができない。3点目は、通学区域が広範囲になるため、児童の通学の負担が発生する。4点目は、校区外から通学している子供にとっては、自分の住んでいる地域での友人関係が希薄になりやすいなどが示されております。

先ほど御説明させていただいたとおり、現在小学校1年生と2年生は複式学級となっていることや、全校児童数の増を見込めない推移となっており、課題であります。こうした状況の中でも、これまでの小規模校の特性を生かした教育について、さらに魅力を高めていくことは非常に大切であると考えております。現在寄幼稚園、寄小学校では、少人数学習でのきめ細やかな指導とともに、家庭・地域との連携により、地域の教育力の積極的な活用や総合的な学習の時間の充実、幼・小・中の連携交流を図るなど、保育や指導方法についても工夫を凝らしながら、寄地区ならではの教育の充実を図っております。教育委員会といたしましては、現時点では小規模特認校制度の導入までは考えておりませんが、今後在り方の一つの方法であると捉えておりますので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。以上でございます。

2 番 古 谷 それでは、一、二点ですね、質問をさせていただきたいと思います。

まず最初にですね、昨日静岡県で幼稚園のバスの中にですね、1人取り残されて、熱中症で亡くなったという話が出ております。非常にですね、痛ましい事故ではないかと思えます。御冥福をお祈りするとともにですね、当町でも3台の園バスが毎日動いていると思えますけれども、絶対の事故が起こらないように、もう周知はされたかと思えますけれども、さらにですね、今後周知のほうを徹底していただければなというふうに思えますので、よろしくお願いいたします。

ます。

それでは、1つ目というか、ちょっと経過をお聞きしましたけども、令和3年度の教育委員会議の中で、寄幼稚園、寄小学校の在り方について1年間議題として取り上げられて、検討はされてきたかと思われま。その中で、検討委員会の設置等のですね、今報告のあった、統合して3年内、また、学級数が12から18学級を下回っているというのが…になるということで検討委員会が設置されたかというように思います。

1点先にお聞きしたいんですけども、国の学校規模適正化に関し定めている基準を下回っている場合、これは学級数が12から18学級とあるんですけども、ここがちょっとうまく理解できておりませんので、先にですね、この辺の12、18学級の話をお伺いしたいというふうに思います。

教 育 課 長 この国の通知ですが、学校の規模につきましては、小・中学校とも12学級以上18学級以下を標準とするというふうになっております。ただし、地域の実態その他により、特別の事情のあるときはこの限りではないということで、学校教育法施行規則第41条というものを書いてあります。この限りではないというのは、弾力的な規定がなされてるところでございます。また、通勤、通学距離の条件を、小学校にあってはおおむね4キロ以内、中学校にあってはおおむね6キロ以内であることというふうに、学校の配置基準もなされておるところでございます。

標準学級12から18というのは、小学校の場合は2クラス以上ということで、クラス替えができるといったものでございます。中学校も同様ではございますが、中学校も6クラス以上は必要であるというようなことで、国の手引には書いてあります。それはやはり何かあったときクラス替えができる、何か課題があったときクラス替えができるといったもので、手引の中で示されたものでございます。

2 番 古 谷 ありがとうございます。この12、18がよく分からなかったんですけど、大変ありがとうございます。

それでは、今後の見通しについてはですね、幼稚園にしても小学校にしても、

人数は増えていかないというような、これからの推移ということで報告がありましたけども、これでですね、どういうふうを増やしていったらいいのか。これから子供が産まれてもそうは簡単にはいきませんので、先にですね、人口増加策を町としてもいろいろ取り組んでいられると思います。その中で、窓口は政策推進課のほうで対応していただけると思うんですが、空き家・空き地バンクの利用状況とですね、あとは移住者への支援、どんなものがあるか、簡単にですね、御説明頂きたいというふうに思います。

参事兼政策推進課長

御質問ありがとうございます。まずですね、町では第6次総合計画に位置づけた、これ目的ですね。目的として人口の維持・確保に取り組むような形になってございます。そして、2040年に目標人口、将来目標人口1万人ということで、各種の事業、移住・定住策も含めて展開をしているところでございます。

その中で町の具体的な事業ということで、移住・定住の際のですね、補助金の交付などを進めるとともにですね、ソフト事業としては、先ほどの空き家・空き地バンク制度について取り組んでおります。この空き家・空き地バンクにつきましては、町ของですね、ホームページ等に記載をしながらですね、広く外の方をですね、迎えるというような形の情報提供を発信しているところでございます。

令和3年度につきましては、寄地区の空き家等の物件情報をホームページで見たとところですね、4件の成約、移住ということで、4件の成約がございました。主にですね、その中には子育て世帯の移住者の方もおられます。そして、その人たちにではですね、町の主な移住・定住の主な施策の事業としましては、パンフレット等も作っておるんですけども、一つとして、移住者についてはですね、民間賃貸住宅家賃補助制度、いわゆる年間最大12万円ということで、1万円、月1万円の商品券の交付などもやっております。また、定住支援といたしましては、新婚生活支援補助金や住宅取得奨励金、近居や同居なども積極的に行っているところでございます。さらにですね、今後の取組も含めてですね、広報活動として、移住セミナーへの参加やフェイスブックページを開設して、ウェブでですね、首都圏に、首都圏向けにですね、町のシティプロモーション

にも取り組んでいるところでございます。

実際にですね、そういう外の声も、いろんな問合せがあるんですけども、令和3年度については16件の問合せがございました。そして、移住者の中にはですね、最終的に、画一的な情報ではなく、実際にですね、松田町での暮らし方が気になるという声が高かったと。いろんな施策をやってるんですけども、そういうことよりも、やっぱり松田町の自然環境の中で住みたいというような、それどういうふうにすればいいですかという問合せが半数以上のことでございました。今後もですね、町としてはそういう移住者の登録に向けてですね、様々な展開をする窓口を令和3年度に開設をし、その中に移住者の方が登録していただいて、地域を発信するというような取組も継続してやっておりますので、幅広く人口増加策に努めていきたい、考えてございます。

あともう一つですね、先ほどの件もあるんですけども、国のほうがですね、令和5年の4月から子育て家庭庁というところで設置します。そこにはですね、目的の一つとして、生まれてくる子供の数の減少に対する取組というのを掲げてございます。またですね、不登校の方、子供の虐待、性の形のいろんな意見も、そういうところでまとめながら、今後子供たちを支援するというところもありますので、そういうのを動向も踏まえながら取り組んでいきたいというふうに考えてございます。以上です。

2 番 古 谷 ありがとうございます。いろいろ施策をですね、使いながら移住者への支援なども行っているということで、令和3年度16件の問合せがあつて、4件の成約があったということです。その中には、子育て世代の方も含まれ、何件か含まれているということでよろしいかなと思います。一番ですね、手っ取り早いのが、移住者の中にですね、子育て世代の方がいられれば、小学校にしても幼稚園にしてもですね、人数は増えるかどうかは分かりませんが、維持できるかなというように思っております。

それで、こういう子育て世代の方がですね、寄に移住してきて、子供たちですね、どこかでママ友たちとですね、遊べるような場所が寄地区にはどうもないような気がしてなりません。みやま運動公園にはですね、少し遊具があり

ますけども、ほかにですね、遊べるようなところがありませんので、この辺は移住対策していく中で、子育て世代を迎えるに当たって、ひとつ公園等、児童公園みたいなのができればなというふうに考えておりますので、今後のですね、移住対策も含めて検討していただければなというふうに思います。

それから、今、学童保育もやっておりますけども、たしか今、1名だというように聞きました。非常に運営厳しい中だとは思いますが、引き続きやっていただきたいというふうに思いますし、この学童保育の学年の制限があるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

子育て健康課長 ただいま学童保育の御質問がございましたので、お答えいたします。まず、学年に関して、制限はございません。現在ですね、寄の学童保育さんのほうには、1学期までには3名のお子さんが来ておりました。夏休み期間中も、そうですね、3名の方がそのままおいでになっています。3年生がお2人と6年生お1人、今現在この3名の方が学童保育に通所されております。

2 番 古 谷 ありがとうございます。私もちょっと認識不足だったかもしれません。1人というように勘違いしておりました。3人今いられるということですので、引き続きですね、この辺はよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それとですね、私の考えというか、希望というか、あれなんです、幼稚園と小学校が同一の敷地内での事業、運用は可能なかどうか。これ、学校教育基本法とかいろいろあるかと思いますが、施設の関係、給食の関係等もいろいろ出てこようかと思いますが、この辺を少しお聞きしたいのと、今の寄幼稚園も大分老朽化がしてきてます。そのグラウンドだとか園舎等の敷地がですね、これが借地なのか町有地なのか、この辺を含めてお伺ひしたいというふうに思います。

教 育 課 長 同一敷地に小学校と幼稚園が設置できるかという質問ですが、学校教育法という法律がございまして、小学校の場合は学校教育法第3条というのがございます。3条の規定に基づきまして、小学校の設置基準が定められております。その中の小学校の設置基準の別表に、校舎面積、運動場の面積が定められておりますが、教室の広さ、面積というものの規定はございません。同様に、幼稚

園の設置基準というのが同じく学校教育法に定められておまして、園舎の面積、運動場の面積は定められておりますが、教室の規定はないということで、法的には、例えば小学校に幼稚園が入るということは法的には問題がないというものでございます。近隣でも下郡に1つ、あと秦野市に1つございます。その事例、ほかの町なので詳しくは申し上げられませんが、小学校の中に、1階に幼稚園が入っている現状というか例がございます。

このように設備的なのは問題はございませんが、もし入るとなれば費用とか幼稚園は幼稚園要領、小学校は学習指導要領、別の要領で教育活動を行っておりますので、そういった問題もありますし、設備的な問題もありますので、教育委員会といたしましてはそれがいいとか、そういったものは言うことはできませんが、法的には問題がございません。（「借地」の声あり）寄幼稚園につきましては、町有地でございます。

2 番 古 谷 ありがとうございます。幼稚園と小学校が同一敷地内で特に問題はないようなことでございますので、幼稚園が老朽化しているということと、あと財政的なものも考えますと、これも一つの方法かなというふうに思いますので、御検討が必要かなというように考えております。

それと、敷地は町有地ということですので、もしですね、幼稚園・小学校が一緒になった場合のまたその後の扱い方については、十分な検討が必要になってくるかなというふうに思っております。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。小規模特認校制度について、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。まず、近隣の状況が分かれば、どこどこの学校とかでも結構ですので、少し教えていただければというふうに思います。もしそれ、その後それぞれの特徴、こういうことがあってやりましたというのが分かった…分かる範囲で結構ですので、お知らせいただきたいというふうに思います。

教 育 課 長 近隣の状況ですが、大井町に相和小学校、相和地区に相和小学校というのがございます。まず、他町での状況でございますが、質問のとおり回答はできる限りということで御承知おきください。相和小学校につきましては、現在42名

の全校生徒がおりまして、10名程度、小規模特認校で、大井地区から通っているお子様がおられます。学年別ですと、1人から2人ということで、学年によってはゼロのところもありますが、多い学年では3人といったものでございます。相和地区の相和小学校、小規模特認校したという経過は、平成28年度から開始をいたしまして、7年目に入っております。町の考え方としては、相和ブランドの創出というのを掲げておりまして、特認校制度による相和小学校の差別化も一つの考え方ということで実施をしているというふうに聞いております。聞きました。

次に、秦野市の秦野上小学校というものがございます。平成2年度から小規模特認校を行いまして、3年目になります。市内小学校13校、多くございます。小学校13校多い中で、上小学校は毎年度15人を限度として募集をしております。現在75人中15人が小規模特認校のエリア、秦野地区全体から通っている状況でございます。

近隣で、あともう一つ、小田原の片浦小学校というのがございます。片浦小学校は平成24年度から小規模特認校を開始いたしました。この地区は、駅から近くて通いやすいといったものがございまして、交通の便が多いので、人数が集まりやすいといったものでございます。1学年15人ということで、募集をしております。募集をして通っております。状況や条件によりまして、城山中学というふうに、そちらのほうにも通えるということで、進学を認めていますので、ここの市は人数は多いといった状況でございます。片浦小学校は人数が多いといったものでございます。

全国的な傾向では、こういう大きな市については集まることもございますが、小さな市町の調べましたら、状況でありますとなかなか集まらない状況もあるということでございます。したがいまして、小規模校を解消するというのは、そこまでは至ってないというのが全国的な事例でございます。

2 番 古 谷 ありがとうございます。身近なところでですね、既にもう小規模特認校がやってるというようなお話、ありがとうございます。これも学級の制限を設けているということで取り組んでいるというようなお話であったかと思います。

先ほどの教育長の答弁の中にありましたけども、現在は在り方の一つの方法と捉えていくと、今のところ導入までは考えておりませんというような答弁がありました。もしですね、これが数年後になるか分かりませんが、なった場合にですね、現状でもやられているかと思うんですけども、小学校の教育ということで、寄小学校の場合は自然の豊かさを利用してですね、いろいろ授業をされているかと思います。学校農園なり食農教育なり、多分取り組んでいられるというように思いますし、今年みたいにですね、先ほども話、午前中ですか、出ましたけども、農作物の高騰によりですね、タマネギだとかジャガイモなんかはひどく上がっていました。そんなのもですね、学校農園で作っていただいて、自分らのもので給食ができればいいかなというような思いも持っております。

それとあと、この報告の中にもありましたけども、地域の活動団体と連携した中で、事業を既に四、五年前から始めてられるんですかね。やってられるかと思いますが、さらにこの辺の特徴を出して、もし小規模特認校をやる場合には、地域の方々とも連携した中での授業を増やしていただければ、やっていただければなというふうに思っております。

そもとあと、先ほどの各地区の状況を聞きましたけども、あとは通学の方法ですね。当然路線バス使うようになってくるかと思うので、その辺もですね、今後の検討課題、また最近は何回か豪雨がありまして、今年ももう2回ですね、日中、路線バスが何時間か運行ができなかったということもありますし、その辺の課題も検討する必要があるのかなというふうに思います。

いずれにしてもですね、小学校、児童数が見込めない中で課題は結構あるかと思いますが、今後ですね、この検討委員会の中で十分協議していただいて、統合ありきではないという話も頂いておりますので、ぜひですね、いい方向で検討委員会で報告書がまとまるようにですね、お願いしたいというふうに思います。

それから、最後になりますけども、検討委員会が設置されたということを住民の方が耳にしますと、もう中学校の話と同じようにですね、いくら統合あり

きではないという話をしてもですね、同じ道を進むのではないかというふうに、真っ先に町民の方は思ってしまうかもしれません。そういうことで、慎重な対応が求められますので、今後のですね、検討委員会では十分慎重に検討していただきたいというように思います。以上で終わります。

議 長 以上で受付番号第5号、古谷星工人君の一般質問を終わります。
暫時休憩します。3時5分より再開いたします。 (14時55分)

議 長 休憩を解いて再開します。 (15時05分)
受付番号第6号、南雲まさ子君の一般質問を許します。登壇願います。

7 番 南 雲 議長のお許しを頂きましたので、一般質問を行わせていただきます。
受付番号第6号、質問議員、7番 南雲まさ子。件名、町民の安心・安全のための施策を問う。

要旨。1、2021年に改正された災害対策基本法では、障がい者・高齢者の個別避難計画の作成が努力義務とされ、2022年5月に施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法では、災害時に障がい者が情報を迅速・確実に得られるよう求められています。町の災害弱者の避難体制について伺います。

2、最近の暑さは命に関わるほどのため、小・中学校の体育館のエアコン設置は子供たちの教育環境を整えるだけでなく、避難所として避難者の生活環境のためにも有効であると思いますが、町の御見解を伺います。お願いいたします。

町 長 それでは、南雲議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

町は災害弱者として災害対策基本法に規定されている高齢者、障害者、乳幼児等、特に配慮を要する方を要配慮者として想定をしております。その方たちの避難体制につきましては、東日本大震災の教訓として、要配慮者に対する対応が国全体で不十分であったため、平成25年、災害対策基本法の改正により災害時避難行動要支援者名簿の作成が義務化されたことにより、町も名簿の作成を進め、自治会や民生委員さんの御協力頂きながら、災害時避難行動要支援者名簿の登録をお願いし、現在266名の方に御登録を頂いております。

近年では、令和元年度に発生した台風19号により、全国で多くの高齢者や障がい者の方々が被災され、名簿に記載された支援者の各人ごとの環境や状況に合わせた避難が必要とされたため、令和3年度には個別避難計画の策定が努力義務化されました。今後、本町においても個別避難計画策定に必要な避難のための基本情報として、自宅に起こり得る災害、避難場所への移動や避難準備にかかる時間などを災害時避難行動要支援者名簿に追加してまいります。

また、2022年5月に施行されました障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法は、国及び地方公共団体は障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備または機器の設置の推進などを講ずるものとする規定されておりますので、コミュニケーションに障がいのある視覚障がい者や聴覚障がい者の方々を対象に、体制の整備充実については既に災害時避難行動要支援者名簿へ個人の障がいの度合いに応じた個人管理を記載しておりますので、本年度から個別避難計画の策定の準備を行い、さらなる充実を図ってまいります。

設備または機器の配置の推進につきましては、視覚障がい者の方を対象にハザードマップを含んだ防災ガイドの点訳版などの製作を行い、聴覚障がいの方には強力な振動や強い光で確実に通知に気づく腕時計型受信機など、今後障がい者個々の状態に合わせた補足機能を持つ機器の購入補助など、具体的かつ具現化してまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問にお答えいたします。避難所ともなる小・中学校の体育館のエアコン設置に関してですが、現状を申し上げますと、松田小学校、寄小学校、松田中学校の3校の体育館におきましては、エアコンは設置できておらず、必要なときに大型扇風機等にて対応している状況でございます。

近年の気温の推移を見ますと、気象庁の県内の平均気温のデータでは、40年前の昭和57年7月は22度でありましたが、令和4年7月には27.1度と、5.1度上昇しているようでございます。そうした中、子供たちの教育環境を整えるためだけでなく、被災時の避難所として使用する施設に対して、エアコンやそれ

に代わる冷風機の設置を行うことは重要なことであると考えます。このため、町といたしましても設置費用の確保が必要不可欠となるため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対応が可能であることは承知しておりますが、それらを含め、松田町にとって有効な補助金等の財源確保について模索をしているところでございます。

避難所として学校の体育館は一時避難所から短期避難所として利用することになります。その場合、常設のエアコン等は必ずしも必須ではございませんが、災害時に長期的に避難所の開設となる場合には、エアコンの設置が必要になる場合もあります。災害時は学校だけでなく、町全体の電源確保が難しい状況になっており、停電時にエアコンの使用ができない状況になっていることも予測されます。その場合は、限りある電源の使用となるため、エアコンの使用については、広い体育館の使用ではなく、要配慮者やけが人の方々が使用する教室や多目的ルームなどにて優先的に使用することになります。ただ、今後通常時の様々な場面での利用による体育館内での暑さ対策として、現時点ではコロナ禍における感染症対策も踏まえ、常時窓を開けるなど換気対策をしながら、必要に応じ扇風機やサーキュレーター等の利用を行ってまいります。冷風を起す有効な機器が多く開発されているのも承知しておりますので、町の利用方法に合った機器を選択し、財源についてもめどがつかしたしかるべきときに予算等の提案をさせていただきたいと考えておりますので、その節には何とぞ御協力のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

7 番 南 雲 1 番目から再質問に入らせていただきます。近年の災害では高齢者や障がい者が逃げ後れたり、その後の避難生活でも非常に厳しい状況に陥っています。このため、2020年度に政府・国会において様々な検討が行われ、2021年度に主なものだけでも災害弱者を守る5つの法制度が改正されています。松田町第6次総合計画まちづくりアクションプログラムの実行計画に、地域での高齢者や障がい児者の災害時避難等の支援の整備、連絡体制等の整備と、災害弱者対策が挙げられています。3年5か月たちましたが、これまでの取り組まれてきたことを伺います。

総務課長 ただいま南雲議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。第6次アクションプログラムにおきまして、高齢者の方ですね、地域での高齢者の方や障がい者の災害時避難等の支援ということで、総合計画のほうにも位置づけられております。一応、高齢者や要配慮者の方は、要配慮者と定義をしております。今回、総合計画の間で何をやられたかということになりますと、まず初めに避難所の開設運営を伴う避難所運営マニュアルとか、あと地区の防災計画作成マニュアルにおきまして要配慮者の位置づけを行い、関係機関、自主防災会や自治会等に説明を行っております。

また、先ほど町長答弁のほうでも申し上げられましたが、高齢者や障がい者の方を要配慮者と定義いたしまして、こちらのほうは災害時避難行動要支援者名簿の作成を福祉課のほうでも行っております。

さらにはですね、先ほど答弁の中にありましたが、それに基づきまして個別避難計画の策定が努力義務化されましたので、それについても今年度から整備充実を図っていくというような形になっております。以上でございます。

7番南雲 これから引き続きアクションプログラムの実行計画のほうに、個別避難計画が検討されていくということで伺いました。これはとても素晴らしいことだと思いますので、よろしく願いいたします。

国の75歳以上の高齢者人口は、1995年に約717万人でしたが、2020年には約1,870万人へと、25年間で2.6倍に急増しました。松田町でも2020年の75歳以上の人口は1,949人、65歳以上ですと3,715人で、高齢化率は34.1%となっています。近年の災害における犠牲者のうち、65歳以上が占める割合は、令和元年東日本台風約65%、令和2年7月豪雨約75%、視察に行かせていただいた真備町の平成30年の水害では51人がお亡くなりになったうち、約88%の45の方が高齢者でした。平成25年に避難行動要支援者名簿の作成義務化で作成が進んだものの、災害により多くの高齢者が被害を受けていて、避難の実効性の確保に課題があると言われております。対応として、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画の作成が努力義務化され、本町でも今年度から取り組まれるということで御答弁頂きました。町では個別避難計画策定に必要な

基礎情報を災害時避難行動要支援者名簿に追加されるとなっておりますが、長野県須坂市では2019年の台風で市内を流れる千曲川が氾濫し、市が高齢者らに避難を呼びかけた後、民生委員らが要支援者の避難方法などを個別に定めたあんしんネットワークに基づき自宅を訪問巡回、避難情報が届いていなかった重度の聴覚障がい者を近隣住民と協力して避難させることができました。それは選ばれた地域の区長をはじめ、民生委員や近隣住民らが防災訓練等を通じて平時から協力体制を構築、災害時には連携して要支援者を支える仕組みとして機能しています。本町ではこれから個別避難計画が作成されていく過程で、要支援者と要支援者を支える方との協力体制の構築として、これから具体的に行っていくようなお考えを伺いたいと思います。

福祉課長　それでは、南雲議員の質問にお答えをさせていただきます。現在、福祉課のほうで作成をしております避難行動要支援者名簿をより強化して、個別避難計画に昇華させていくということで取組を進めていく予定でございます。避難行動には複数人の支援者がいれば、それだけやはり助かる確率も高くなってございます。現在の名簿にはですね、具体的な支援者をお1人記入をしていただくことになっておりますが、今後複数名の支援者を書き込めることが課題であり、理想であると考えております。個別計画には避難経路や避難場所などを新たに追加することになっておりますので、個別計画にその他必要とされるそれらの項目と併せて、今後その支援者を増やしていく取組、自治会などと協力をしながら進めていくという方向で今考えております。以上でございます。

7番南雲　2025年には団塊の世代の方が後期高齢者になることを鑑みても、要支援者を増やす方策は考えていくことが大事なかなと思いますけれども、茨城県の常総市では、高齢世代の元気な方の見直しをされ、支援者名簿を作成されたそうです。視覚障がい者は水害が迫ってくるという周囲の環境変化を察知することが難しく、聴覚障がい者はサイレンや防災無線などの音声を把握しにくく、自力では逃げられません。2011年の東日本大震災では、こうした状況で命を落とされた障がい者が多く、障がい者の死亡率は住民全体の死亡率の2倍近くに上がっています。また、命を守ることができても、避難所では目が見えず、重要な貼り

紙があることが分からない。アナウンスが聞こえず、食糧等の配給が受けられないといった不便を強いられました。突きつけられた現実が契機となり、議員連盟が2017年から障がい者団体と意見交換を重ねながら法案をまとめ、今年5月、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が成立、施行されました。これに対しては、御答弁に前向きな対応をされるとのことでしたので、これからこの政策は推進が進むことを期待させていただきたいと思えます。

次に、避難先は要配慮の高齢者と障がい者は分けたほうがいいと言われていますが、障がい者の松田地区と寄地区の避難施設をお伺いいたします。

総務課長 まず、今、南雲議員の避難所の高齢者と要配慮者の分けたほうがいいというお話ですが、先ほどお話ししました町のほうで避難所マニュアルというものがございまして、これはですね、避難生活が長期化することによって、特別に配慮を要する方が増えるだろうということが予想されるので、一般の避難所の中に福祉スペースを設置することを計画しております。対象となる方は、一応今、このマニュアルでは要支援者の方で比較的要介護度が軽度で、専門的なケアを必要でない方、それから配慮を要する方や障がいをお持ちの方や妊婦の方で避難生活に特別に配慮を要する方が一応対象となります。これは、この方々は、あくまでも一般避難所とは別に、一応そのようなスペースの中で対応するような形で今、考えております。

あと、高齢者の方につきましては、基本的に障がいのない高齢者の方につきましては、通常の一般の方と同じエリア内で避難生活を過ごしていただくような形になります。

それからですね、寄地区、松田地区という分けでなくて、あくまでも避難所としての考え方ということで、今、私が申し上げた福祉スペースは全避難所に対して共通する認識で、こういうような形での作成をしておるところでございます。以上です。

7番南雲 ハザードマップを見ますと、やっぱり寄地区と松田地区でそれぞれの避難施設が要配慮者の避難施設が載っていると思うんですけども、寄地区の要配慮

者の施設が一つもないということと、あと土砂災害と洪水災害時の避難場所がそれぞれ違っているということで、とても障がい者の避難施設が少なく思うんですけれども、広域でのお考えについてお伺いいたします。

総務課長 一応ですね、先ほどの御説明の中にですね、一応福祉施設としましてですね、二次避難という位置づけなんです、松田地区で…ごめんなさい、町内で1か所、福祉施設の協定をしているところがございます。これは場所は寄地区なんです、こちらは高齢者等の受け入れ先として1か所しているようなところでございまして、基本的には今おっしゃられたように、避難所につきましては町内に30か所ございますので、まず初め、その避難所に行ってください、それが長期になることによって、例えばいろいろ要配慮者の方は医療系の施設に行ってくださいとか、そういうような調整をしながらですね、行っていただくような形になります。それで、今の避難所で対応できる、ちょっと軽度の障がいのある方は避難所の福祉スペースみたいな形になりますので、取りあえず避難所のある、今現在ある30か所をベースに考えながら、障がいの程度とか度合いによってそれぞれの施設とかに行くような形をとらせていただいているような形でございます。以上です。（「広域では分からない。」の声あり）

そうですね、広域でのまだ避難というのは、基本的には考えてございませんが、また広域という形になりますと、災害の協定とかでは広域での協定はございます。例えば2市8町でやってる広域市町村圏であったりとか、秦野市・中井町・大井とやっている、中井・大井・松田とやっている災害時相互応援に関する協定書というのがそれぞれございますので、そちらのほうではそれぞれ、例えばちょっと話が脱線しちゃうかもしれませんが、行政界に例えば隣接する避難所の提供、例えば町内の方で近くにいられる方が逃げ後れちゃったという形であれば、ほかの町のほうの避難所で応援して、使わせていただくような形を行っております。以上です。

7番南雲 承知いたしました。障がい者の方や御家族が土砂災害時と洪水災害時の避難場所が違うことは、まあ一時的に避難するということになっている場合には、それは理解されなくても大丈夫だという認識でよろしいでしょうか。

総務課長 基本的にですね、町内、今、先ほどお話ししました地震であれば30か所、それぞれ町のほうで地域防災計画の中で避難所というのが定まっております。私、先ほど避難場所30か所、30か所というのは、基本的に地震のことをお話ししているんですけど、ただ、地震であれば30か所であったり、水害であったら16か所、土砂災害であれば22か所というそれぞれ位置づけがございますの、その中で「まるごとまちごとハザードマップ」のようなのや、あとそれからうちのほうで一応今お話しさせていただきましたこのハザードマップ全戸配布につきましても、令和3年度に改定をさせていただきました、そちらのほうも天候把握という形で対応させていただいておりますので、もちろん分からない方もいらっしゃるのかもしれませんが、ある程度その周知は町民の方にはさせていただいているという形で、さらなる周知をもっと徹底したいという形で考えます。以上です。

7番南雲 承知いたしました。要配慮者使用施設の浸水想定区域や、土砂災害警戒区域内に立地している施設には、2017年6月から避難計画の作成と訓練実施が義務づけられました。コスモス学園すみれの家は浸水想定区域内、喜の実は土砂災害警戒区域内となっておりますが、避難計画の作成と避難訓練の実施が行われているのか伺います。

福祉課長 それでは、個別の施設についての御質問ということで、私のほうから回答をさせていただきます。議員の御質問にありましたすみれの家の健康福祉センターの中に入っているすみれの家でございますが、避難計画は既に策定済みでございます。年2回ですね、避難訓練を実施をしていると。ただし、地震や火災などの発生時に安全な場所に避難をするというような、日中の避難の訓練をしているということでございます。なお、原則としてすみれの家では水害のおそれのある警報等が出ている際には、休園となるというふうに聞いております。また、喜の実の件でございますが、伺っているところでは、やはり避難計画を定め、年2回以上避難訓練を実施しているということでございます。また、防災月間に通所をされている方に対してですね、防災ビデオを視聴したりとか、あと厚木の防災センターに出向きまして、地震などの災害を実際に擬似体験で

きる施設で体験することで、防災、有事の際の防災意識を高める取組をしているというところがございます。

また、すみれの家と同様にですね、風水害、土砂災害につきましては、あらかじめ警報などが出ている場合には、臨機応変に対応しているというふうなことをお伺いしているところがございます。以上でございます。（「コスモス学園。」の声あり）

すみません、コスモス学園も追加で伺っておりますので。やはり避難計画を定め、年2回以上、防災訓練を実施しているというところがございます。訓練内容につきましては、やはり各災害を想定しているということで、地震であったり火災であったり土砂災害を想定して、避難訓練を実施しているというところがございます。以上です。

7 番 南 雲 承知いたしました。宮崎県延岡市では、マンパワー不足、また日常業務に追われ、福祉部局と防災部局の連携不足等のため、なかなか始めの一步が踏み出せない状況でしたが、個別避難計画の検討委員会の設置から始め、取り組まれました。そして庁外、役場外ですが、庁外関係者をいかにうまく巻き込んでいくかが一番のポイントであることと、時間をかけてでも丁寧に説明し、より多くの理解を得ることが計画作成の近道と言われていました。個別避難計画作成については、計画をすぐに形にすることは難しいことから、おおむね5年程度で作成し、またできるだけ早く作成するため、優先度が高い方から作成するようになっていきます。優先度として、災害リスクの高いところに居住している方、当事者本人の心身の状況、独居者、社会的孤立されている方等が挙げられます。個別避難計画が作成されたところでは、次のような声がありました。共助の下地が確かに築かれつつあるという手応えを感じている。要支援者本人、家族、ケアマネージャー、地域住民が参加する地域調整会議で必要な情報を共有でき、避難支援等をお願いすることが見えてきた。要支援者が各自の避難について考えてもらうことができ、自分が避難しなければ迷惑をかけてしまうと思えるようになった。災害時に支援する内容や、支援避難所で気をつけることが事前に分かり、要支援者も支援者も安心できた等の声が上がっています。

この計画は、粘り強くやらなければならない大変な事業だと思います。しかし、避難の実効性の確保のために必要な事業です。町長にこの避難計画の作成について、個別避難計画の策定について御見解を伺いたいと思います。

町長 先ほど私もお話をさせていただいたとおり、この個別避難計画、非常に大切なものだというふうに認識をしております。そのさらに今言われるように、実効性のことがありました。実効性については、今、マニュアルにあるからそれができるということよりも、実効性をするためには必ず手助けをしていただく方々の連携が必要になってくるということも考えられますので、松田で言うところ、年に1回、避難訓練みたいなのをやっていますけれども、もう少しそういった訓練の回数を増やししながら、本当にそのとき、来たときにも、すぐ対応ができるようにですね、これはしっかりと町として取り組むべき事業だというふうに考えております。以上です。

7 番 南 雲 次に、2番目の再質問をさせていただきます。今年は6月中に各地で異例に早い梅雨明けが発表され、6月下旬から7月初めにかけて記録的な暑さが続き、東日本・西日本ともに1946年の統計開始以降で最も高い気温となりました。気象庁は8月23日、9月から11月までの予報を発表し、9月は厳しい残暑になる可能性があるとしていて、まだまだ熱中症の警戒が必要となっています。そして、今後もこうした猛暑の夏が予想されます。

学校の体育館は、体育館内の容積が大きく蓄積される熱容量も大きいため、気温や湿度が一度上がるとなかなか下がりません。そのため、夏場の体育館は熱中症になる危険性が極めて高いとされています。また、熱中症にならなくても、酷暑による活動はけがを誘発しやすいと言われていています。現在、夏休みの学童保育の預かっている時間帯と、夏休みの体育館の利用状況を伺います。

子育て健康課長 ただいま学童保育について御質問ございましたので、お答えさせていただきます。夏季休暇期間中の学童保育のお預かりの時間は、8時から18時が基本となっております。延長を御希望の場合には、7時30分から受け付けており、夕方は19時まで受付しております。また、体育館の利用についてですが、体育館は利用してございません。子供たち、どちらかといいますと戸外での遊びを希

望しておりますので、松田小学校につきましては現在グラウンドが使えない状況でおりますので、必要に応じて親水広場のほうまで行っておりますが、ただ、熱中症の警戒アラートが出ている場合には、そこの利用も控えて室内での利用をしております。

7 番 南 雲 今伺ったように、学童保育は夏休みの預かり時間もとても長く、現在はプールも使えません。子供たちが体育館を利用し、雨が降っても運動できるような環境を整えたらと思いますが、お考えを伺います。

子育て健康課長 実は、少し前ですね、1クラスごとに体育館のほうを利用したこともあったそうです。ただそのときに子供たち、広いところに放しますと、はしゃぎ過ぎちゃいまして、余計に汗をかいたり、具合が悪くなったり、鼻血を出したりと、そういったことが度重なったため、ちょっと体育館は利用は控えて、その分、今、夏場のプールはございませんが、プールの時間をとったり、あとは涼しい時間帯に戸外を利用したりとかしておりました。ただ、今のグラウンドのほう、先ほど申し上げたように、ちょっとね、遠いところですので、熱中症の警戒アラートがないときにだけ利用しているようです。ただ、雨の日など外使えない場合も、室内で何か自分たちでいろいろ工夫しながら楽しんで過ごしていると聞いております。

7 番 南 雲 承知いたしました。小・中学校では猛暑の校庭や体育館での体育の授業の中止の基準としているものがあるのか。また、今まで猛暑のため校庭や体育館での体育の授業が中止になったことがあったか伺います。

教 育 課 長 毎日暑さ指数、WBTTを養護教諭等が測りまして、授業が可能かどうか判断をしております。また、暑さで体育館が使用できない場合もありました。その場合はほかの授業に振替えをいたしました。

7 番 南 雲 承知いたしました。それでは、今まで体育館で児童・生徒が体調不良を訴えた事例があったか伺います。

教 育 課 長 毎日の暑さ指数の測定と、授業ではこまめな水分補給と扇風機による空気の循環等を行っておりますので、教育委員会には暑さで体調が悪くなったというような報告は受けておりません。

7 番 南 雲 この猛暑で、そういうのがなかったということで、安心いたしました。小・中学校の体育館のエアコン設置には多額な費用とランニングコストが課題だと思います。御答弁に、補助制度で、地方創生臨時交付金ということでございましたけれども、そのほかにも3分の1が補助対象となっている学校施設環境改善…ごめんなさい。今のは、ごめんなさい、小学校の学校施設環境改善交付金が断熱性確保の工事も空調設備と併せて補助対象となっています。また、緊急防災・減災事業債が学校体育館のエアコン設置に活用できます。これは充当率が100%で、交付税算入率が70%と、非常に有利な地方債ですが、国の制度を活用するため、防災部局と教育委員会が連携していただき、小・中学校の体育館のエアコン設置が進むことを要望いたします。

また、ランニングコストが抑えられるエアコンで、除湿型放射冷暖房といって、水を循環させて空間を自然対流によって気温を保つものや、災害時に停電が発生しても稼働が可能なLPガス使用のガスヒートポンプエアコンがあります。

このように、いろいろなものをこれから研究していただけたらと思います。学校体育館のエアコン設置は喫緊の課題だと考えます。エアコン設置には多額の費用がかかりますが、子供たちの安心・安全のためにかかる費用ですので、町民の理解は得られると考えます。子供たちの健康以上に考えられるものはあるでしょうか。さらに、体育館は教育施設であるとともに、避難所として地域の大事な共有財産です。この学校体育館のエアコン設置についての町長の御見解を伺いたいと思います。

町 長 冒頭での答弁でもお話しもしましたように、やらないということは一言も言っていないと思います。しかるべきときに提案させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

7 番 南 雲 以上で質問を終わりにさせていただきます。

議 長 以上で受付番号第6号、南雲まさ子君の一般質問を終わります。

受付番号第7号、田代実君の一般質問を許します。登壇願います。

5 番 田 代 議長の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第

7号、質問議員、第5番 田代実。件名、松田町農業振興地域計画は、農家の実情に基づき見直しを。

要旨。町では令和5年度に農業振興地域計画の見直しに向けて、荒廃農地の実態調査や農家との懇談会を行っています。一方、現在の計画は平成29年度に見直したもので、農用地の面積を129ヘクタールに設定していますが、農家にとっては担い手不足や諸問題から、この農用地を管理していくことは難しいと思います。

そこで、今回の見直しでは、129ヘクタールの農用地を大幅に縮減し、新たな土地利用を推進する必要があると考えますので、このことについて町長のお考えを伺います。

1、松田地区市街化調整区域内の農用地縮減について。2、寄地区の農用地縮減に伴う乱開発防止のための新たな条例設置について。3、農用地縮減に伴う土地利用と代替作目（樹種）について。

以上のとおりです。よろしくお願いいたします。

町長 それでは、田代議員の御質問に順次お答えをいたします。非常に釈迦に説法みたいな回答になってしまって恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

まず、国が定める農業振興地域制度について、簡単に御説明を申し上げます。この制度は、農業の振興に図るべき地域を明らかにし、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、農業振興地域の整備に関する法律、通称農振法により、県が基本方針を定め、農業振興地域を指定し、それを受けて町が整備計画にて農用地利用計画や農用地の地番指定をしております。

この農振法により、農用地指定されている場所は、農地としての管理保全が定められ、転用はできないものとなっております。なお、県が定めた町内の農業振興地域は、松田地区では松田山南斜面、神山の山間部及び酒匂川を挟んで開成側にある飛び地となり、寄地区では集落に近い山間部の合計427.1ヘクタールが指定されております。そのうち、町が定めた整備計画にて農振農用地として指定されている箇所が129.28ヘクタールとなっております。

議員御指摘にありますとおり、現状の農地管理状況については、令和2年度に行われた農業委員が確認し報告する荒廃農地調査では、この農振農用地内で耕作されていないと判断された農地が約26ヘクタールに及んでいる状況でありました。

それでは、議員の御質問の1点目であります松田地区市街化調整区域内の農用地縮減についてでございますが、まず、農振農用地域内において農用地を除外するには、法で定められた5つの要件を満たす必要があります。具体的な計画があることを前提の上で、1つ目に、農用地以外の土地とすることが必要かつ適当で、農用地区域外に代替すべき土地がないこと。2つ目に、農業上、効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。3つ目に、効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。4つ目に、土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。5つ目の農業生産基盤整備事業完了後、8年を経過していることとなっております。松田町としては主に1つ目の必要性や代替性、2つ目、3つ目の集団性や連担性が焦点になるところでございます。

よって、現行の法律の下では、議員が言われる農地としての管理困難との理由だけでは農振農用地の除外を得て農地転用を進めることは法的に認められないこととなります。しかしながら、耕作放棄地の増加は当町においても顕著となっております。対策が必要なことは十分承知しておりますので、まずは現行法に沿った形で策定した人・農地プランなど、現在進めております農業施策の目標に掲げておりますとおり、耕作されていない農地の所有者などから、将来にわたる農業経営についてを意見をお伺いし、管理ができない方の情報をまとめ、担い手への集積、集約を進めた上で、それでも農地の継続がかなわない場所は、一連で新たな土地利用を研究し計画していければと考えております。このような手順を踏み、新たな土地利用の計画上必要であれば、農業振興地域そのもの見直しも県に働きかけるなど、広い視点で土地利用を図ってまいります。

続きまして、2つ目の寄地区の農用地縮減に伴う乱開発に心配をされている件につきましては、寄地区で仮に農振農用地の指定が一部解除されたとして

も、農地以外の土地利用を図る場合、農地転用許可が必ず必要になってまいりますので、町農業委員会及び県における厳正な審査を行った上で判断を下すこととなります。また、一般に市街化区域より規制が緩い、都市計画区域外となる寄地区でございますが、自然環境の保全と地域の活性化の両面から調和する、調和ある整備を図る目的で土地利用の方針を定めた松田町特定土地利用計画のもと、神奈川県土地利用調整条例、松田町まちづくり条例による行政との協議も必要となるため、これまでも乱開発が抑制できており、これからも同様な対応ができるものと考えておりますので、御安心願います。

3つ目のご質問について、総合計画にも記載してあります山林転用が可能な農地には、広葉樹の植樹などが考えられますが、これは「転用が可能な」とありますとおり、連担性のない農地などを想定したもので、農業振興地域農用地ということであれば、先ほどお答えしたとおり、具体的な計画のもと、5つの要件を全て満たすことで農振農用地から除外し、その上で転用の許可を得るといふ、しかるべき順序での検証が必要となりますので、まずは転用が見込める、将来にわたって安定的かつ地権者の理解が得られる土地利用の計画策定に知恵を出したいと考えているところでもございます。以上でございます。

5 番 田 代 御丁寧な回答ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。ただいま町長より回答があった件、これについて、今まで策定されている松田町農業振興整備計画書、それと、人・農地プラン、総合計画、これらに掲載された内容に基づいて質問をさせていただきますので、よろしく願います。計数とか事務的な内容については、課長に答弁願います。端的に願います。それと、政策的な面については、町長、回答をお願いいたします。

では、初めに入り口論として、数値の確認なんですけれども、課長、農振計画、この中の4ページですね、数字の共通理解ということで再確認をさせていただきます。4ページの一番右側です。右側のイの(ア)本地域内にある現況農用地158.4ヘクタール、分かりますか。では、上の表を見てください。上の表で、農用地合計で158.4つてありますよね、これが今ある、私は農地全体なのかなって理解しています。このうち、農振農用地が129ありますよと。要

は、129ヘクタールの農用地は、今、町長から回答があったとおり5つの要件を満たさないと簡単に農用地から外せない。したがって、山林とかそういうのへ農転できないというのが129。農用地指定を受けていないものが、含めると、約30だね、これに約30足すと158.4になりますよね。そういうことで私は理解して、これから質問しようと思うんですけども、よろしくお願ひします。まず、それで、そういう考えでいいかどうかね。要は、農振農用地の中の荒廃地、それと農振農用地がかぶってない荒廃地、2つあると思います。そういうことで、まず、そういう考えでスタートしてよろしいかどうか。まず、これについて、お願ひします。

観光経済課長 そのとおりでお願ひいたします。

5 番 田 代 ありがとうございます。では、前提条件の地ならしができたところで、まず、私の質問で当初あったとおり、荒廃地の実態調査、これについて、今、柳澤課長…町長から答弁あった答弁書の2枚目の下ですね、農振農用地内129ヘクタールのうち29ヘクタールが荒廃地だよというふうに回答書いてあります。あと残りの30ヘクタールぐらいが農振農用地以外だと思います。それを含めると、何ヘクタールぐらいあるのかなと。一つの考えで、私、総合計画、121ページを見ていただきたいと思います。121ページの一番上のね、目標指標、一覧表になっている中で、荒廃地面積2018年46ヘクタールなんですよ。これが一つの数字なのかなと。要するに、158ヘクタール農地が全体あるうち、2018年に46ヘクタール、これから若干増えたかもしれないけど、その内数として26ヘクタールが農振農用地内にあるんだよ。残りの約20ヘクタールが農振農用地をかぶっていない荒廃地だよ。要は、考え方として、町長が先ほど回答あったとおり、農振農用地の農転、山林への転換難しい。でも、それがかぶってない農地については、広葉樹などにクヌギやナラ、そういったものに、総合計画であるそういったものに変更することが可能だよというふうに私は理解したんですけど、それでよろしいかどうか、お願ひします。

観光経済課長 多々今いろいろ数字の関係がございましたけども、今、議員おっしゃるとおり、農用地以外、農振地域内にある農用地以外の、農用地の指定がされてない

農地、これについての個別の転用というのは、指定された農用地とは違うものでございますので、そこは個々、転用に関しては農業委員会で審査をするということをお願いいたします。

5 番 田 代 では、共通の理解ができましたので、その内容について、質問、3項目について順次質問させていただきます。

1点目、松田地区ですか、これの市街化区域内の農用地縮減ということで、これについて、回答であるとおおり、農業振興地域の整備に関する法律、これに基づいて農用地指定されています。これについては、農業が元気だった時代、稼げる時代は農振農用地の指定がないと、補助金持ってこれないんですよ。いろんな事業やりたいときに、じゃあ農用地の面積がどのくらいある。じゃあ、そこに農道を入れよう、近代化施設を設けよう。これまで、松田地区の農業、寄地区の農業、結構、制度事業を投入してやってきました。ところが時代が変わって、御存じのように非常に厳しい時代になったときに、逆にこれが農家にとって厳しい法律になって、荒廃地化するしかないというふうに考えています。

まず初めに、これまだ農家との懇談会、コロナで延期、延期なって3回目、4月の多分下旬にやったと思うんですけど、私、2回は行けたんですけど、3回目はちょっと諸般の事情から参加できなかったんですけどね。このときの懇談会でどういった内容、お話が農家から出たのか。まず、それについてお伺いします。

観 光 経 済 課 長 ただいまお話にございましたものは、人・農地プラン座談会でございます。4月の23日、生涯学習センターで行いました。コロナ禍ということもありましたけど、30から40人ぐらいの方に御出席を頂いたと記憶してございます。そのときにですね、いろいろな資料を基に御説明をさせていただきました。また、この前段で、アンケートも実施をしてございます。農地の状況等のお話は、先ほど出ておりますので、農地の取り扱いの意向としましては、今後やっぱり厳しいということを前提にですね、今後、現状維持と、現状が維持できるというような意向の方、これはおおむね4割でございました。それ以外は、貸したい

とか売りたい、これは当日の座談会の中でも、多く意見が出た内容でございます。さらにですね、この貸したい、売りたいけども、じゃあ後継者はどうかという意味合いにおいてはですね、後継者のめどというのはついてないというのが過半を超えている状況でございます。いずれにいたしましても、今後厳しいという御意見が多くを占めました。以上です。

5 番 田 代 それでは農振農用地の整備計画ですか、平成30年3月に見直した、この計画書。この計画書は、農家の実情を考えると、何回もお話ししますし、今、課長から、懇談会の回答、アンケート結果、そういったものからも、はっきり言って、この今、示されている数字は、かなり厳しいのではないかとというふうに私は考えます。

具体的には、10ページですか、ここからの内容はね、私、松田地区と寄地区2つのエリアがあると思うんですけど、松田地区の人間ですので、松田の地区に限って、少し狭めて質問させていただきます。10ページを開けていただけますか。この10ページの中で、目標規模、この農振計画で示されているのに3種類あります。1点が1.15ヘクタール、115アールだよ、軟弱野菜、ミカン、キウイ、ウメ、これを複合的にやって進めていこう。次に、温室鉢物とミカン、20アールです、0.2ヘクタール。それと、あと3点目にミカンとキウイ、花木、こういったもので観光農園でやっていこうと。この面積が0.7ヘクタール、70アールです。このように、30年3月の計画書では定めているんですけど、松田地区の実態、これでやっている農家が何軒あるのか。それについて、お答えください。

観 光 経 済 課 長 それでは、お答えをさせていただきます。すみません、今、松田地区とおっしゃっていただいたんですが、ちょっと個別に全てを当てるのがちょっとかないませんでしたので、面積規模別に、どれぐらい農業の経営主体があるかといったお答えをさせていただきます。出典につきましては2020年の農林業センサス、これをベースに、農業経営体という、その状況ということでお知らせをさせていただきます。すみません、今言った営農の累計、3種類おっしゃっていただきましたけども、それに基づいた数字ではないんですが、面積規模的

に、1.0ヘクタール以上の農業経営の経営体と言われるものが、言われる方が8ございます。またですね、この中では0.2ヘクタール以上というのが、先ほどおっしゃっていただいた温室鉢物、またプラスミカン、こういった経営の手法というのは、非常に単価的なものもあろうかと思えますけども、面積規模が例えば0.3ヘクタール以上、先ほど言った1.0未満ですね、これが72ございます。ここで言った累計の細かい作物別ではございませんが、0.3以上が合計で80ぐらいの農業経営体があるというのが2020年の数字でございます。

5 番 田 代 ありがとうございます。この指標に基づかないで、実際に耕作している面積って捉えていいですよ、と私は思います。何をお話ししたいかっていうと、総合計画の1戸当たりの耕地面積、2018年が0.2ヘクタール、30アール弱です。22年目標年度ですね、現状維持で30アール。1軒30アール。もう実際、兼業でやっていける数字かなっていうふうに私は理解しています。ですから、何をお話ししたいかっていうと、このページ、実態から少しかけ離れているのかな。農振のこれからの需要促進計画の中で、ここに書いてある指標というのは、実態とかけ離れている。

次にね、これは一番最後のページ、この地図です。これを見ていただきたいと思います。私の場合、よく見る農地が中尾農道、松田山入り口から最明寺公園まで上がる中尾農道。それは2年前だか3年前に農道組合解散しています。ただ、その周りの農地は何とか耕作されています。次に、根石寄り、山北寄りの西山農道。ここは、もう七、八年前に農道組合が解散して、農道の入り口部分、東名から側道から入ってわずかな距離しか耕作面積ないです。途中からは、もう通れないです。荒廃地がもう本当に進んでいます。次に、私の住んでる根石地区、根石農道です。

ここで課長に見ていただきたいのが、根石から今のその西山について黄色くエリアが塗ってあります。農振地域については、恐らく調整区域とこれ、市街化調整区域に合わせてエリア指定していると思うんですけど、その中で黄色く塗ってある農地、これが農振農用地だと思います。よろしいですか。根石、西山、中尾の一部も入るかもしれませんが、黄色く塗っています。地番で

言いますと、ここに農振農用地の地番指定が出ていますよね、根石の惣領分22筆、よろしいですか。今度は庶子分が5筆、全部で27筆あります。ここで、私、言いたいの、根石の東名から北側、そこで耕作している面積は30アールだけです。30アールです。昔は10ヘクタールぐらいやっていました。今、30アールです。ほとんど荒廃地。それが1点です。

次に、この後ろ、ここの部分です。この黄色い部分。これはチェックメイトの一番西側、山北側のところの境に、松田山の山頂の碑があると思います。それから山北側で最明寺公園の斜面の反対側の北側ぐらいだと思うんですけど、これが今現在、農用地指定受けています。これは今どうなっているか、まずそれを確認させてください。あと、根石農道の関係とか、西山農道の状況分かりますか。それが2点目です。

観光経済課長 ただいま御指摘のありました庶子地区、根石付近の農道の状況、細かくお話を頂きました。現状はたまにパトロール含めて最近行くこともあるんですが、具体的な数字で申し上げられると、また大変厳しい状況というのを改めたところでございます。

2点目の最明寺の近くのその一団の土地でございます。こちらについては農用地に指定をしております。ただ、これがですね、現在、指定の区分としてはですね、その農用地の中でも幾つかございますが、採草放牧地ということでの指定、11.1ヘクタールでございます。現況としては、高松のほうの放牧のほうも今、なかなかという状況だと思いますので、いい状況にはないということは承知をしているところでございます。

5 番 田 代 実例で申し上げたとおり、今の松田山のチェックメイトの横ですね、高松山の放牧地。ああ、そうか、採草放牧地、思い出しました。私が12歳のときです。昭和42年、裏の最明寺公園まで、要するに子供の遊び場だったんですよ。そのときに行ったときに、確かに牛がそこにいました。牛が、高松集落で飼育している牛が、そこで放牧してであって、乳牛が多かったのかな。そういう記憶があります。それから、あんまり記憶ないんですけども、私が役場に入庁したのが54年ですから、このときはもう一切なかったです。もう放牧して

ない。ですから、12年の間に、そういうように利用されてない。今、見る限り、多分、課長も見ていると思うけど、もう何ていうの、雑木は出てカヤが出て、本当にはっきり言って荒廃地ですよ。そのようになっています。それと、今お話ししたように、根石地区の東名から北側、わずか2軒の方が30アールやっています。そのお二方は地元ではないです。よそから来た方が農業が好きで、農地を買って耕作しています。ただ、そのお二方も70代半ば以上、半ばより上かな、それと70代前半の方です。ですから、10年したときに、お子さんがやってくれるかっていうと、そういうことはないです。地元ではないから、余計そういう可能性は低いように私は感じます。断言はできないですけども。そうすると、根石地区って、もうほとんど、一番荒廃化が進んでいるんですよ。それ以外にも、西山もそうだし、ほかのところでもあると思います。

そこで、私、一番ここで1つ目の締めとしてお話ししたいのが、先ほど町長から回答がありました、農用地を除外するには法で定められた5つの要件、いいですか。5つの要件のうち順番に読みますと、農用地以外の土地とすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。これが1点目です。2つ目に、農業上の効率的、総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。3つ目、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。4つ目、土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。5つ目、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していること。この5つをクリアしなければ、農用地外せないよと言ってますけれど、今お話ししたところは、全てこの5つに、私、該当しているように思えるんですよ。それ以外にも、ほかの松田山でもこういったところがあると思います。ですから、ここでは、もうそういう条件が法的には認められてないから無理なんだよというふうに回答しています。

そこで町長、この辺ね、もう少し実態を見ていただいて、この要件を、私はクリアしている土地が、松田でも寄でもあると思うんですよ。この辺については、調査した中で、農振農用地を除外していただけないかということ、町長にお尋ねします。よろしくお願いします。

町 長 御質問ありがとうございます。おっしゃられるとおりですね、5つの要件を今、改めて言っただいてですね、もう田代議員がおっしゃられるとおりですね、私も、いや、できるんじゃないっていうふうな気持ちはね、ありました。しかしですね、やっぱり法律家の方々にですね、お話を頂くとですね、これもう私のさっきの説明で滑舌が悪かったんで、いけませんけども、まず具体的な計画があること、それを除外した後に何にするかっていう具体的な計画があることが前提で5つの項目に合うことですから、例えば、どこかしら道の駅をつくるときに、とかありましたよね。そういったところで道の駅をつくるとか、何かをつくるとか、そういう目的があれば5つのやつに要件したときに外せるというふうに言われているので、今回御提案していただいたことは重々に私も分かっているんですけども、そこを例えば、そうですね、その具体的な計画っていても、ちゃんと県や国が理解をしてくれる計画じゃないといけないと思うんですけども、それがやっぱりない中で、ただ、今の状況だけで外してくれてというのは、これは通らないというふうな状況であるというふうに御報告もらっていますので、気持ちは一緒ですけども、そういったルールはちょっと従わなきゃいけないかなというふうにも考えています。以上です。

5 番 田 代 町長、総合計画、120ページ、ここにですね、下のほうですね、荒廃農地対策として、山林転用可能な農地への広葉樹、クヌギ、ナラなどの植栽、これを進めていくよというふうに出ています。要するに、計画、計画はまさに、私、これでいいと思うんですよ。もう放っておけば、もう荒廃農地が進んでいる。何もできない。であれば、環境を守る、自然災害から守る、広葉樹は根がたくさん張ります。それで、山の深いほうであれば、ナラ、コナラ、それあたりは野生動物の餌にもなります。前に、熊のお話ししたと思うんですけども、根石の集落から人家があるところから、300メートルから400メートルぐらいの上流まで熊が出てきているんですよ。逆に、こういった農振農用地でも、荒廃地化が進んでいる。まさに根石なんてもうほとんど荒廃地ですよ。それで、周りに影響のないところ、もう周りが、根石なんてのはもう荒廃地ばかりで、あと山林しかないですから、そういうところは計画がなければ駄目だというお話なんで、そ

れを山林にして広葉樹、そういったものを植栽して水源の涵養、またはまき燃料、シイタケの原木、そういったものにやってみたい。ということで、そういうところについては、そういう計画をもってできないでしょうか。町長、お願いします。

町長 ここに書かれているのは、現状と課題を書かれているだけなんで、そういった必要性を確かに書いて、計画的なことは書いてませんが、これに対して、こういった対策を必要だということは承知をしています。これ知恵の出しようだと思います、確かに。実際のところ、例えば、今言うようなものを、例えば育林という感覚の中で、これを例えば木を植えます、何植えますっていったときに、これが正確に通るかどうかですよ、事業計画の中でこの木を植えて、例えば将来的に学校林みたいな格好で、じゃあ、この木を将来的にこういうふうに使いますとか、何とかとかっていうことであれば、そういった事業性を認められて、じゃあ、その分だけ、そういうふうにして使ってもいいかなっていうふうに判断してくれるかもしれないなっていうのは内々で話はしています。ですので、ただ、今みたいな状況の中で、環境がとかっていうことよりも、あくまでもその後形になるような格好での事業性を認められるのではなかろうかというふうには、今のところ我々としては理解しているので、知恵の出しようだと思いますけども、そういったことをですね、こととかも話しながらいきたい。ただ、今の現状から言うと、どうしても高い法律があるので、何にも挑戦しないということはないでしょうけども、今みたいな発想の中から、いろんな農業委員会の方々ともキャッチボールしながら、よりよくですね、困っているのは我々も分かっていますので、そこを対応していきたいとは考えてます。以上です。

5 番 田 代 ありがとうございます。今の議論については、また最後に3番のところでもう一度、私の持論を申し上げます。

あと、もう一つ、町長ね、先ほど柳澤課長とすみ分けしたんですけれども、農振農用地はかぶってないと、その荒廃地、これについては、今の懸案がなくなりますから、ぜひ農家と、今お話があったように、農業委員会、農家、そ

ういった人と話し合っ、それでクヌギがいいのかナラがいいのかね、またはそれ以外に手がかからないもの、農家にとってあまり手がかからないもの、または山林であれば、森林組合が補助金もらって、ある程度、間伐、育成やってくれます。ですから、そういったものをいろいろ話した中で、今もう荒廃地になっているところで、農振農用地指定を受けてない場所、これは行政として動けるはずで。これについて、ぜひそういう方向で動いていただきたいと思います。町長の回答をお願いします。

町長 今、前提が幾つかありますよね。使える場所であればということ、それと、木材利用を、例えば今言われてみたときに、そのやっぱり木の育成に対することも、しっかりと検討しなきゃいけないと思います。ただ、今、農業で困っている、担い手不足だ、だから森林に替えよう。この木は木で、今度、林業従事者の方がいらっしゃらないと、もうこんななっちゃって、また途中で間伐するにしたって、その費用は誰持ちになるのか。土地の使用者が、所有者が責任を持って木を植えていくわけでしょうから、補助金をもらったにしてもですね。なので、そういったところ、やっぱり総合的に考えていかないと、木に替えたはいいけど、じゃあ、その後、誰が面倒見るのよっていうようなことになったときに、余計にお金がかかっちゃうっていうとよろしくないです。かといって、耕作放棄地のままでいいとは思ってませんので、その辺はそういった感覚の中でやっていきたいというふうに考えています。以上です。

5 番 田 代 すみません、町長。私の実践でお話しします。うちもミカンすごいやりました。それで、標高が高いとこ、急斜面、山林転用しました。お金がかかる、でも、ありがたいことに、水源の森政策とか、いろんな問題で、森林組合としっかりした契約をすれば、ほとんど実費が出ます。ですから、よく我々の話で出てるのが、荒らす前に、何とかできるんだったら、そういう制度を使ってやろうよと。人によっては、雑木を植えるより広葉樹、要するにクヌギだナラを植えるよりも森林組合で黒木植えて管理してもらったほうがいいよと。売れるか売れないかは分からないけれども、荒廃地でそのまま置いてくよりは、きれいになる。で、手がかからない、皆さんに迷惑をかけないということで、実際

には、私の経験論で言うと、今もそうだと思いますけど、ほとんど補助金でできるという考えがありますので、ひとつその辺は参考として記憶にとどめていただいて、また確認していただいてもよろしいと思います。すごい金がかかるよりも、俗に言う水源環境税ですか、県の超過課税あたりの恩恵を受けて、そういう制度がありますので、ひとつよろしくをお願いします。

時間もなくなってきましたので、2番に進みたいです。これは簡単にいきます。要は、何らかの形で、今の農振農用地かぶってないところを山林にしたりだとか、そうした場合に、やはり規制が緩くなる。そういった中で、松田山のあの市街化調整区域外の山林でも、少し問題あったかと思うんですけども、やはり開発というものが出てくる。これに関して、前に町長、松田山の環境を守るために、ある程度そういう条例を検討したいという話をされてました。寄地区についても、例えば今、農振農用地ではないところを山林転用したときに、やはりそういった危険が出てくるということがありますので、この環境を守るための条例制定、これについてはどのようにお考えでしょうか。お願いします。

町長 答弁もさせていただきましたけども、乱開発がやっばできない状況の、特別な条例を設置しなくても、今の現状の、ある法律の中で、結果的に今の現状見てもらってもいいように、乱開発されてないという状況を考えますとですね、特別これを突出して条例化をする必要性が、そこまであるのかなってというのは、正直、今回回答させていただいたところであります。だから、こう抜けているところの部分があって、いや、それは今の条例の、今のある法律の中から抜け道があるようであれば、そういったことが必要かなと思いますけども、現状ではですね、それをやらなきゃいけないというふうには、ちょっと今のところは理解をしてませんので、先ほど言った答弁をさせていただいたところでございます。以上です。

5 番 田 代 御答弁ありがとうございます。そのようなことで問題がないように、私も祈っております。可能であれば、まちづくり条例あたりで少し、一部改正しながら、状況を見ながら、そういった規制も必要かなと、私は個人的に考えており

ます。これは私の考えでございます。

それでは、時間もないので、3点目に入らせていただきます。前段はいいやね。ここで新たな品目、私、柳澤課長のほうに質問で、土地利用と代替作目、要するにキウイも新規参入の人がいない、キウイの面積も手がかかるから減っていくというときに、じゃあどういった、農振農用地でよい農地は減らすことはできないです。場所で言うと、中央農道沿いの緩やかな農地、そういった場所がまだ何か所かあります。しっかり耕作されているところもあります。しかし、ミカンだけでは、ちょっと厳しいのかな。キウイもお金にはなるけれども、すごい手間がかかる、じゃあ、そういったものを守っていくために代替作目、これはどういったものやっていったらいいのかと。これについて回答なかったんで。分からなかったら結構です。

観光経済課長 御質問にお答えします。今おっしゃっていただいたようなお話が、ミカンが厳しい、キウイは手間がかかる、こういったお話はですね、圏域2市8町の課長とかが集まる会議、JAさんでいろいろな情報交換をしております。JAさんのほうでも、いろいろなものを検討していただいております。今もう既に商品化されてますけど、「湘南潮彩レモン」とかいったものがありますので、こういったものを今後、そのJAさんとかと情報共有しながら考えていくのかなとは思っております。

5 番 田 代 今、課長お話が出たレモンですよ。これについては、JAも補助金を出して数年前からやっています。うちは10年以上前からレモンを6本植えて収穫しているんですけど、果汁の量がすごい多くて評判いいです。それと、有害獣に強い、シカ、イノシシに強いということで、これはやはり農振整備計画書を改定するときに、ぜひそれは、もうある程度進んでますからね、入れていただいて、後押しもしていただければ、支援もしていただければありがたいのかなと感じます。

あと、町長、これ私の見解で、新しい作目っていうことで申し上げます。これはあくまでも個人の見解なんですけども、栽培管理の省力化、要するに、キウイはお金になるけど手間かかる。そこまでできないという方は、ブルーベリー

一あたりが一番いいのかな。ジャムもできるし、生でも食べれる。そういったものは跡地作目としていいのかな。ただ、ネットをやらないと鳥に食われる、そういう弱点があります。

次に、桜まつりっていうのは、やっぱり特需があるんですよね、あれだけお客さんが来て、物が売れる。であれば、先ほど、課長からあったレモン、これは完全に直売で売れます。それと、あとは、個人的には不知火、熊本産のものはデコポンと呼んでいます。不知火（デコポン）、あと、はるみ、これはデコポンと同じ味です。もう少し、柔らかくて食べやすいです。あとは、高級フルーツで、せとか。この3つは、ちょうど2月から3月に熟します。ただし袋かけがあります。袋をかけないと、鳥に食べられてしまう。2月上旬収穫。それから販売。こういったものを一緒に入れていく、計画書に。私はそういう中で、ある程度、松田の特産、こういうものがあるよ、また直売でやってけるといふものもあると思いますのでね、新たな作目の中に、人・農地プランでも、あと農振計画でも、具体に出てないんですよね。これから検討するとか、まだ八方塞がりのような感じなんでね、この関係については、例えば県の農業技術センター、JAの営農部、当然地元の農業委員会、または農家。こういった方と一緒にスクラムを組んで、新しい品目をぜひ進めて、だんだん荒廃地多くなってしまいうんですけど、最後の優良農地だけは守るといふふうに私は考えています。ですから、こういった品種も入れ込んだ中で、農振計画を見直していただきたいと私は思います。町長、回答お願いします。

町長　うちの担当課から、ちょっと話を聞いているのがですね、今回の聞き取りとか座談会やっているのは、人・農地プランについての、今、現状の確認ということで、この農地の整備計画の見直しまでいかないというような感じですので、でも時にはそういったところに聞きますから、それに伴ってやっていくわけなんですけども。この間、JAさんが来られて、要望活動されてですね、先ほどと同じようなことをおっしゃられたんですね。であれば、農協さんに、レモンとは聞いてますけど、レモン以外、何かあるんですか、逆に教えてくださいって言ったら、持ち帰って検討しますというような感じ。ああ、そうですかと。

逆に言っていただければ、それは推進することは十分可能ですしということで、やっぱ共同戦線でやっていきたいと思いますということをお話ししました。また、新規農業者の方々をやっぱり入れるときに、いきなりこれをやれば、要は生活ができるよという、やっぱ軸になるものを作っていかなきゃいけないっていうのも、今の現農業委員会の委員長からも話を頂いているところでもございますので、そのような形でJAさんに話しました。今までは、作ったんで売りに行きますとかっていうふうなタイミングだったんですけど、今の御提案頂いたのは、この季節に、多分いつもの値段より高く売れるよというようなことだと思うんです。今度、逆転の発想か何かで。じゃあ、そこに合わせて何が作れるのかというようなことで、今、桜まつりだったらレモンであったり、もっとほかのものでも何かあるんじゃないだろうかというような御提案頂いたっていうふうに私は感じ取ったので、まさにその感覚は、今までどっちかって言えば、作る側の感覚、作ったら売る。でも、たくさんミカンがあるところに、競争相手がたくさんいるところでミカン売ってたら、安くなる可能性も十分あるんで、そういったものに合わせながら、時期に合った格好での商品開発というものを研究していきたいというのは、今、御提案頂いたとおりに、少し知恵を振り絞っていきたいなというふうに感じました。以上です。

5 番 田 代 回答ありがとうございます。それで、農振整備計画も非常に大事なものでね、併せて、人・農地プランは、はっきり言ってそんな具体的なもの出てない。農振整備計画をこれから今、改定ですので、そういったものを踏まえて、お願いしたいと思います。あとは、先ほど、5点の法律のクリア、農振整備の農用地対応、本当に私も難しいものだと思います。ただ、地域の実情、山北にしても松田にしても、あとは清川とか、そちらの旧藤野ですよね。そういったところって同じ問題を抱えています。ですから、そういった首長さんと連携しながら、その5項目をうまい形に変えていただく。

議 長 時間になりましたので、

5 番 田 代 やっていただくということを要望して、終わります。

議 長 以上で受付番号第7号、田代実君の一般質問を終わります。

以上で本日予定しました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。明日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださるようお願いいたします。本日は御苦労さまでした。

(16時33分)